平成30年提案 对応状況(都道府県別)

平成30年12月26日

目 次

都道府県名	ページ	都道府県名	ページ
青森県	1	滋賀県	64
岩手県	3	京都府	69
宮城県	4	大阪府	78
秋田県	6	兵庫県	88
山形県	8	奈良県	99
福島県	9	和歌山県	100
茨城県	12	鳥取県	108
栃木県	14	島根県	117
群馬県	17	岡山県	118
埼玉県	20	広島県	119
千葉県	26	山口県	123
東京都	31	徳島県	124
神奈川県	34	香川県	134
新潟県	40	愛媛県	135
富山県	44	高知県	138
石川県	46	福岡県	139
福井県	47	佐賀県	140
山梨県	48	長崎県	141
長野県	51	熊本県	142
岐阜県	53	大分県	145
静岡県	56	宮崎県	147
愛知県	59	鹿児島県	148
三重県	62	沖縄県	149

平成30年提案 对応状況 (青森県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
48	青森県【重点13】	農事農分県へ及の止地に地画ら権縦縮に地画ら権縦筋を開けがのび短が短が開いている。	農地中間管理事業(リ条集) (知会は、「大学のでは、では、「大学のでは、では、「大学のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
103	森県、男鹿市、鹿田市、田田市、田田市、田田市、田田市、山田市、小坂市、小坂	農事農積用計間手地に対している。というでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	①にないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化するため、2019年中に地方公共団体に周知する。

平成30年提案 対応状況 (青森県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
196	八戸市、三 沢市、おい らせ町 上町 【重点33】	災害援護資金	災害では、	内閣府	(千成30年12月23日閣議大足)記載内各 6【内閣府】 (9)災害・財産の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。 ・災害援護資金の貸付けに係る保証人(施行令8条)については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととすることを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。
267	青森市	住居確保給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援 法に基づく住居保 付金にて、傷がでまり就職が終いままりが終いままりを が終いままりた者が終いを が終いまるが終いを 後に支給要件を 満でも し、場合にすることを ようにすることを る。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (ii)生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、 傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の 支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (岩手県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
265	岩手県、二戸市、岩手町		宅地建物取引業法施 行規則第14条の11に 規定されている宅地建 物取引士証の記載事 項のうち、宅地建物取 引士の氏名について、 旧姓の記載を可能とす ること。	国土交通省	6【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、 宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否について は、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使 用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その 結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	渡市市市田市市市市町町町町町町町町、、、市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	ド交付事業のでは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	個業番補所では、 一及付いめ付で遅定 一及付いめけで遅定 一をもいめ、 一をは 一をでする。 一をは 一のでででする。 一のでででする。 一のででは、 一のでででする。 一のででは、 一のででは、 一のででは、 では 一のででは、 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		6【総務省】 (17)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。
293	矢巾町		公職選挙法第21条第1 項の規定を「住民基本 台帳法第6条第1項に より、住民基本台帳に 記載された満18歳以上 の日本国民で、住民から が作成された日から引 き続き3か月以上その 台帳に記載されている 者」とする。	総務省	

平成30年提案 对応状況 (宮城県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
101	秋田県、宮城県	自立 (精) に精) に精) に存) に存) でででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででででででできる。 でででででででででででででででででででででででで	自立支援医療(精神 通院医療)の支給認定 に関する事務のうち、 申請者の所得区分の 審査について、申請の 受付を行う市町村が行 えるよう、県から市町村 に権限を移譲する。	労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。
221	重県、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	の実地検査に、一次のでは、大学のでは、ままりは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	児検設のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
222	宮城県、三重県	保護地区内の 外来生物であ る植物の駆除 に係る許可を	国定公園特別保護地 区内において、自然 観や在来植物等合に は、特定外来生物の場合に は、特定外来生物である の外来生物である行為に の外来する行為につい を駆除する要しない で、許可を要しない 為として頂きたい	環境省	

平成30年提案 对応状況 (宮城県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
298	県、愛媛 県、中国地 方知事会	援計画に係る 経済産業大臣	商工会及び商工会議 所による経営発達支援 計画に係る経済産業大 臣の認定権限につい て、都道府県知事に移 譲する。	経済産業省	4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (秋田県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	秋田県、宮城県	の確認事務を	自立支援医療(精神 通院医療)の支給認定 に関する事務のうち、 申請者の所得区分の 審査について、申請の 受付を行う市町村が行 えるよう、県から市町村 に権限を移譲する。	内閣府、厚生 労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。
	鹿市、鹿角 市、由利本 荘市、仙北 市、小坂	事業における 農用地利用配 分計画の県知 事の認可に係	農地中間管理事業に 関して、早期に農地の 賃借権等の設定を行う ため、農用地利用配分 計画(以下「配分計画」 という)の県知事の認 可に当たっては、意見 聴取のための2週間の 縦覧を要しない制度へ と変更する。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の 推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検 討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。
	森県、男鹿市、田本田市、田本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	事業に関する	①農よの別でと管手間る②行機等等でした。 改有機等業のでは要素用きがあるびま要間け期す、とは、一回では要がある。 では、一回では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦でのでは、一旦では、一旦でのでは、一旦でいる。 では、一旦でいる。 では、一旦では、一旦でいる。 では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合 には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用 地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化 するため、2019年中に地方公共団体に周知する。
				6	

平成30年提案 对応状況 (秋田県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
104	館市、仙北 市、小坂	汚泥の広域処 理に係る廃棄 物処理法の弾 力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥としまではそれぞれぞれではそれではそれではなるというではなると、主なの事ででは、いまでは、ではが、流がである。 が、ではでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できる場合では、できないである。 が、できないできる。 が、できる。 は、できる。	環境	

平成30年提案 对応状況(山形県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
271	山形県	農林漁家民宿 での食事提供 について	農山漁村では、大学の大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	厚生労働省	6【厚生労働省】 (9)食品衛生法(昭22法233) 農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成30年提案 対応状況 (福島県関連)

		_			
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
116		事業における 農用地利用配 分計画に係る	農地中間管理事業に おいて知事が行う農用 地利用配かては、農地 中間管理事業第18条地 中間管理事業律第18条第 3項の規定により、され 覧期間が2週間とき でいるが、縦覧を廃止 する。		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の 推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検 討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。
117	群馬県、福島県、新潟県	事業における	国産花きイノベーション 推進事業における「国 産花きの需要拡大」事 業を行う際の「国産花 きの強みを生かす生 産・供給体制の強化」 事業の実施の要件を 見直す。	農林水産省	6【農林水産省】 (10) 国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、 2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、 地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を 明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直し について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。
119	群馬県、栃木県	の統廃合に係 る財産処分の 制限の緩和	汚水処理施設に係る都 道府県構想に基づく当 該施設の供用、補助対 象施設の供用開始であって も、財産処分の際にも、財産処分の際に国 庫返納不ととする。	水産省、国土	

平成30年提案 対応状況 (福島県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
156	郡山市【重点29】	の写し等の交 付に係る請求	む直系血族の世帯員	内閣府、個委員会、総務 () 、総番 () 、	6【内閣府】 (7)所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:金融庁及び財務省) (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
157	郡山市	29条に基づく、 年金事務所に	現今の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の		6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iii)保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会(29条1項)については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努める。また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。
201	茨城県、福 島県、 振馬 県、 新潟県	に対する医療等に関するとなるとは、に基づくとで、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	指定難病の医療費助成については、更新については、更新自請の場合は基本しているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。		6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る 臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附 則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討 の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにお いて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する 方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (福島県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
225	栃木県、福島県	法人土地・建物基本調の見直し	国交省が5年活とに実施している「法をではなる」をは、本事では、本事では、本事では、本事では、本事では、本事では、本事では、本事で	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務に ついては、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理 性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方 向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論 を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (茨城県関連)

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	制度の所管・	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針
番号 55	南房総市、水戸市	の人員配置基		関係府省庁 文部科働省	(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24 法147) (v)幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3 第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22 法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条10 号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	笠間市	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を, 家庭から排出される一般廃棄物を 乗物と合わせて収集運搬すること	環境省	
	城県、栃木	る国土交通大 臣の同意・協 議が不要とな る軽易な変更	一般国道の交差部に おける隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部に はでいても軽易ななとして国土交通大要として国土でである。 として国土でできるようを更との同意協議をあるようを更の な変更の範囲の見直しすること。	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。

平成30年提案 对応状況 (茨城県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
120			建築士審査会の委員 任期について、現在は 建築士法により2年とさ れているが、地域の実 情に応じて柔軟に対応 できるよう、条例に委任 すること。		6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)について は、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定 可能とする。
	立市市市市市田市市市市市市市市が方み小茨洗県県市、、、、、市、、、、、、、、う市ら美城町、、、古結龍下常常、取牛つ鹿那筑坂から、い玉町、群新に、川城ケ妻総陸笠手久く嶋珂西東す市つ市市、栃馬潟は、崎 太間 みんくべ、大木県 み行ば、、大木県	の収納を可能とする規制緩和	地又によう。 大学 はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の 2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方 公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理 した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
201	県、群馬	に対する医療等に関するとをないに基づくとで、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的には、更新をは満たしているため、更新申請の場合は満申請のといるでではない。 では基準は満たしているが、できまれば、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、		6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る 臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附 則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討 の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにお いて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する 方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (栃木県関連)

			- · - · - ·		
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	県、新潟県【重点13】	事業における農用地利用の分計画に係る縦覧期間ので	農地中間管理事業に おいて知事が行う農用 地利用配分計画に係る 縦覧については、農地 中間管理事業の推発 に関する法律第18条 3項の規定により、縦 覧期間が2週間とされ ているが、縦覧を廃止 する。		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の 推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検 討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。
	城県、栃木県、新潟県	る国土交通・協 国土交通・協 の同不のの のので のので のので ののでの のので ののでの ののでの のので ののでの ののでの のので のので のので のので のので のので のので のので のので のので のので のので のので のので のので	一般国道の交差部に おける隅切りを廃止す る場をなど、道路を路の場で はする場合のでは をいても軽通大を として国土交通大要と の同意協議を ることができ ることができ ることができ ること。	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な 変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計 画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省 令を改正する。
	島県、栃木県	の統廃合に係	汚水処理施設に係る都 道府県構想に係る・再 議施設のては、 家施設の供用開め の供用の の供用の の供用の のの も、財産処分の で包括 を 返納 ので包括。 を を と と と と と と と と と と と と の と の と の と	水産省、国土	
	群馬県、茨城県、栃木県 【重点48】		建築士審査会の委員 任期について、現在は 建築士法により2年とさ れているが、地域の実 情に応じて柔軟に対応 できるよう、条例に委任 すること。		6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)について は、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定 可能とする。
				14	

平成30年提案 对応状況 (栃木県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
200		電子 利 収 な お 説 制 制 総 利 和	地又つ方法等に対して、終して、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の 2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方 公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理 した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
201	【重点36】 茨城県、福 島県、新潟県 県、新潟県	に対する医療等に関するとをなるというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る 臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附 則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討 の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにお いて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する 方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (栃木県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
225	栃木県、福 島県 、 群馬	法人土地・建物基本の見面の見面の見面の見面の見面の見面の見面の見面の見面の見面の見面の見面の見面の	国交省が5年活とに地が5年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務に ついては、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理 性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方 向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論 を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
227	栃木県、新 潟県 【重点13】	農地におり、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は	(1)農用地利用配分計 (1)農用地利用配分計 (1)農用地所用 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (群馬県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	群馬県、福島県、栃木県、新潟県 東京 東京 東京 「重点13」	事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間のの	農地中間管理事業に おいて知事が行う農用 地利用配分計画に係る 縦覧については、農地 中間管理事業の推進 に関する法律第18条第 3項の規定により、縦 覧期間が2週間とされ ているが、縦覧を廃止 する。		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の 推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検 討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。
	群馬県、福 島県、新 場	ベーション推進 事業における 実施要件の見 直し	国産花きイノベーション 推進事業における「国 産花きの需要拡大」事 業を行う際の「国産花 きの強みを生かす生 産・供給体制の要件を 事業のま 見直す。	農林水産省	6【農林水産省】 (10) 国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、 2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、 地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を 明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直し について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。
118	群馬, ボ県、 ボ陽県 ボル県 ボルルー ボルー ボ	る国土交通大 臣の同意・協 議が不要とな る軽易な変更	一般国道の交差部にする場合など、道する場合のなど、道する場合のできたのはできたのでは、道する場合では、道すな変別をののできながでも、道すな変更とがでで範囲とがでででででででででででででででいる。		6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。
119	群馬県、福島県、栃木県	の統廃合に係			

平成30年提案 对応状況 (群馬県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
120	群馬県、茨城県、栃木県 【重点48】		建築士審査会の委員 任期について、現在は 建築士法により2年とさ れているが、地域の実 情に応じて柔軟に対応 できるよう、条例に委任 すること。		6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)について は、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定 可能とする。
200	茨立市市市市市市市市市市市市市市市が方み小茨洗県県域市、、、、、、市、、、、、、、、う市ら美城町、、県、古結龍下常常、取牛つ鹿那筑坂から、い玉町、群新県、土河城ケ妻総陸笠手久く嶋珂西東す市つ市市、栃馬潟 日浦 崎 太間 み行ば、、大木県 761		地又いたのは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の 2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方 公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理 した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
201	茨城県、福 県 (県 、新 県 、新 県	等に関する法 律」に基づく指 定難病の医療 費助成の更新 申請を行う場	指定難病の医療費助成については、更新については、更新に高の場合は基準は満たしているため、更変度分類」に対する事項を中心とした。記載内容に簡素化する。		6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る 臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附 則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討 の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにお いて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する 方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (群馬県関連)

管番		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
225	栃木県、福島県、群馬県	法人土地・建物者の制造の関連を表現である。	国交省が5年ごとに地統1年ごとに地場では、本本のでは、本のでは、	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務に ついては、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理 性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方 向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論 を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
3	川口市		限度額適用認定証の 認定要件である国民健 康保険法施行規則」)第27 条の14の2第1項第3 号の条文中の「保険 料」について、条文の 改正又は国からの通知 により、延滞金を含る。 か否かを明確にする。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (19) 国民健康保険法(昭33法192) 高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」(施行規則27条の14の2第1項3号)に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。
4	川口市	ト保証制度に 係る市町村長 等による特定 中小企業者又	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者のは特例中小企業者の認定事査を行う信用保証協会がワンストップの申請を受け付けるようにすることを求める。	経済産業省	6【経済産業省】 (3)中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小 企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)につ いては、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村 に2018年度中に周知する。
6	川口市【重点31】	害時使用を想 定した無人航 空機の飛行訓 練時の区域規	地等時間では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	国土交通省	6【国土交通省】 (14)航空法(昭27法231) 国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
49	所沢市【重点20】	24条の2第2 項に係る調査 治体が指定 治体が指定 計 大に る際の 職員の	地方有法のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
50	所沢市	支援交付金の円滑なり、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	市育でで、空間では、できれば、できれば、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、でで	内閣府	6【内閣府】 (11)子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に 係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎 年度可能な限り早期に交付金額を確定する。
52	さいたま市	の訪問先に係	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務時間でいる場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (vi)重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
54	さいたま市	業等の設備及	「家備ところとののを定とが運い認確に1年ののるに育等る定る2ののを定し、「変異などの場合には、「変異などの場合には、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、」」、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない	労働省	(3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)
	いたま市、 千葉県、千 葉市、川崎	費(精神通院 医療)の申請	自立支援医療費(精神 通院医療)の申請書及 び受給者証から性別の 項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
89	東京都、埼玉県、神奈川県	小規模施設特 定有線一般 の電子化	小規模施設特定 中規模施設特定 中 名の 以 を 会 の は 会 の は 会 の は 会 の は 会 の は 会 が 法 と る が 法 と る が は と り る び に り る び に り る び に り る び に り る び に り る び に り る し に り る し に り る し に り る り る し と り る と り る と る と り る と る と る と る と る と		6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面 等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を 活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県 に2018年度中に通知する。
92	埼玉県	務の所管部局 の一元化に向 け、地方公営 企業が担うこと ができる事業 の明確化のた	流体体では、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	総務省	

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	埼玉県、さいたま市、 秋山市、 大学市 大学市、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学	農林水産省所管の交付金の地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費に ついて「申請できない 経費」の明確化や運用 の見直しを行うこと。事業実施計画書た、事業実施計の経費 定時に求められる内 を簡素化すること。	農林水産省	6【農林水産省】 (13)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域で の食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政 局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の 円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事 業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、 2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。
	埼い秩沢市市市町、また、京本ででは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。		6【農林水産省】 (9)土地改良事業関係補助金 土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金 の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公 益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導 入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。 また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手 に資するため、毎年可能な限り早期に行う。
		改善事業の実 績報告に係る 添付書類の簡	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、 添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	農林水産省	6【農林水産省】 (11)農地耕作条件改善事業交付金 農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類 のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事 務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の 提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向 で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	関係肘有厅	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
96	越市、所沢 市、狭山	公金収納における電子マネーの取扱いの明確化	地方自治体の施設の 入場料等において電子 マネーによる公金収納 が推進されるよう、法 制度上の取扱いを明確 化すること。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の 2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方 公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理 した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
18	松戸市	地方税法第20 条の11に基づ く税務署の調 査協力に改善 ての対応改善		省	6【総務省】 (2)地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国 民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報 等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市 町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者であ る市町村及び特別区に2018年中に通知する。 (関係府省:財務省及び厚生労働省)
31		マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	ける番号制度の導入ガ	員会、総務省	6【内閣府】 (8)住民基本台帳法(昭42法81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。(関係府省:総務省) [措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
32	千葉県【重点41】	の輸送実績報 告等受理事務	鉄等事業のれ客に運に及の付地・都合等府通を表す。大事生報、大事業別告報、大事であるに運に及の付地・である。大事であるに運に及の付地でである。大事を表して、大事で業とののは、大事で業とののは、大事で業とののは、大事でまるののでは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を正正ののは、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、大事を表して、<l< td=""><td>国土交通省</td><td>6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)、鉄道事業法(昭61法92)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び交通政策基本法(平25法92) (i)道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭39運輸省令21)2条)に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業者の情報についる事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。</td></l<>	国土交通省	6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)、鉄道事業法(昭61法92)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び交通政策基本法(平25法92) (i)道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭39運輸省令21)2条)に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業者の情報についる事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。
55	南房総市、水戸市	の人員配置基	一時預かり 明立は教子の 明立は教子の 明立は教子の 明立は教子の 明立は教子の 明立は教子の 明立は教子の 明立は 明立は 明立は 明立の 明立の 明立の 明立の 明立の 明立の 明立の 明立の	厚生労働省	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24 法147) (v)幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3 第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預か り事業(児童福祉法(昭22 法164)6条の3第7項及び子ども・ 子育て支援法(平24 法65)59 条10 号に規定する一時預かり 事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

		ı			
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
82	神奈川県、大平東府	度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸が事業の確認調査をはいるで表別ででは、の報告」についまでは、の報告」にい事業の場合では、の報告」にいません。 要性の事業の事業のは、のの事業のでは、の事業の事業の事業の事業の事業の事業のである事業のに、ののでは、ののでは、のの事業のでは、ののでは、のの事業のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	農林水産省	6【農林水産省】 (6) 林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査 結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道 府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報 告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知す る。
	いたま市、 千葉県、千 葉市、川崎	費(精神通院 医療)の申請	自立支援医療費(精神 通院医療)の申請書及 び受給者証から性別の 項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	神奈川県、 千葉県、山 梨県	に係る雇用保	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練を第の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することによの事務処理期間の短縮及び都道所県の事ることを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講 証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄につ いては、氏名の記載を不要とする。

	_				
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
87	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇証明 の関係権限 の明確 を の明確 を の明確 を の明確 を の明 を の明 の の の の の の の の の の の の の の の	公共職業訓練に係る雇 用保険関係事務のうち、都道府県が設での 長が行っている証明発校の 長が行っている証明を 務の権限及び基準を 確化し、事務処理の 正化を図られることを 求める。		6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。
88	神奈川県、 千葉県、山 梨県	に係る雇用保 険関係証明事	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設での 長が行っている証明発校の長が行って、証明を表が行って、証明する事務について、証明する事務の理のの事務の理のの事が負担軽減を図られることを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長によ る通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る 最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。
89	玉県、千葉	小規模施設 が定有の の電子化	小規模施の 中親放送の 中間で 一般放送の 一般放送の 一般放送の 一般放送の 一般放送の 一般放送の 一般放送 一般放送 一般放送 一般放送 一般放送 一般放 一般放 一般放 一般放 一般放 一般放 一般的的 大心 一般的的 大心 一般的的 大心 一般的的 大心 一般的的 大心 一般的的 大心 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。		6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面 等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を 活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県 に2018年度中に通知する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
230	館山市【重点1】		も園の職員配置基準に	労働省	6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (東京都関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
89	玉県、千葉	小規模施設 () () () () () () () () () (小規模施設 特定 中 制 技 が 力 般 放 の 的 は り る り る う に り る う に り る う に り る り る う に り る り る う に り る り る う に り る り る う に り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	総務省	6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面 等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を 活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県 に2018年度中に通知する。
	越市、所沢市、狭山	公金収納にお ける電子マ ネーの取扱い の明確化	地方自治体の施設の 入場料等において電子 マネーによる公金収納 が推進されるよう、法 制度上の取扱いを明確 化すること。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の 2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方 公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理 した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。

平成30年提案 对応状況 (東京都関連)

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
191	八王子市	独自利の簡素において、おいては、おいては、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいで	独 一 独関す続きの は の の の の の の の の の の の の の	内情報会、総務省	
192	八王子市	マイナポータ ルにおけるお 知らせ通知の 範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育では、国において子育でに関する14の事務で実施することを可能としている。 それらの事務以外の事務のうち、お知ら市大の向上でスの向上が図を行うこと上、図知を行うられるものについて、おうにせ通知を行えるようにする。	内閣府、総務省	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。

平成30年提案 对応状況 (東京都関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	特別区長会	業者等による連携施設の拡充	おける「保育所」の原作育所」の保育え、。所以和認工業 区域 では、 一次であるには、 一次である。所生のでは、 一次では、 一次で	労働省	6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)
275	【重点5】	業者等による 連携施設の確	家庭的保育事業者等による連携施設の確保による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。		6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (神奈川県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
31		マイナンバー制度における住民票情報の取代	「地方公共団体に 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の	員会、総務省	6【内閣府】 (8)住民基本台帳法(昭42法81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:総務省) [措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]
68	茅ヶ崎市	災害対策基本 法第86条の8 第3項の改 正。		内閣府、総務省	6【内閣府】 (6)災害対策基本法(昭36法223) (ii)指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。 (関係府省:総務省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
80	神奈川県	地だス状のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	総務る「本語のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		6【総務省】 (18)地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査について は、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調 査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、 負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
81	神奈川県	の処分に係る	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	経済産業省、 環境省	6【経済産業省】 (6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) 低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:環境省)
82		業改善資金制 度上義務付けられている「貸 付事業の確認 調査及び林野	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事案や不良債権化している事案等)に限定すること。		6【農林水産省】 (6) 林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査 結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道 府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報 告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知す る。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
83	神奈川県	老人福祉に係 る「基準省令」 の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能の日期に公布を行うことを求める。また、新たな基準省、定また、新たな場合は、第一を制制間である。とから、第一をの経過がある。とを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iv)介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。
84	神奈川県	に係る「基準 省令」の早期 公布	「基準省令」について、 可能な限り早期に公布 を行うことを求める	厚生労働省	6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。
	千葉県、千 葉市、川崎	費(精神通院 医療)の申請	自立支援医療費(精神 通院医療)の申請書及 び受給者証から性別の 項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
86	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に係る雇用保 険関係様式の 見直し	公共職業訓練に係る雇 用保険関係業訓練に係のう ち、公共職業訓練名の 記載を求めているもの について、氏名の記載 を省ののまとに名の記載 を省処理期間の事務 負担軽減を とを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講 証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄につ いては、氏名の記載を不要とする。
87		に係る雇用保	公共職業訓練に係る雇 用保険関係事務のう ち、都道府県が設置 る職業能力開発校の 長が行っている証明 務の権限及び基準を明 確化し、事務処理の適 正化を図られることを 求める。		6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。
88	梨県	に係る雇用保 険関係証明事	公共職業訓練に係る 用保険関係事務のうち、都道府県が設校の 長が行って、証明を 長が行って、証明が高いで、証明 を事項の義が理の 直し、事務処理の 直し、事務が 直し、事務が き事とを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長によ る通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る 最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
89	玉県、千葉	小規模施設特定の電子化	小規模施設特定 有線 一般放送の信所の 申請者を 名いて 表の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	総務省	6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面 等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を 活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県 に2018年度中に通知する。
162		の掘り起し調 査にあたって の固定資産税	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起し調査」の際に、固定資産税情報の内こと。	総務省、環境	6【環境省】 (8)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (i)都道府県市が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査については、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」(平30環境省)に記載の各情報源の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各情報源にメリット・デメリットがあり、入手の容易性も都道府県市ごとに異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年中に周知する。[措置済み(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)](ii)都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があること等を踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。
163		援ロボット公道 実証実験にお ける国際運転	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における運転免許要件を国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう明確化すること。	警察庁	6【警察庁】 (3)道路交通法(昭35法105) 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際 運転免許証又は外国運転免許証(107条の2)で運転すること ができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実 施主体に2018年度中に周知する。

h		10		4u	
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	関係肘有厅	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	奈松市市市市市市市市市町 【川市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	施設給付費等	士の能のもの係が運配せ、みの階に適遇わ、置遇う算金しにが経職がたい事の場所である。 これの いっぱい にきい はいい では いっぱい では いっぱい にず にいい では いっぱい では ない	労働省	(11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算II(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
297	【重点27】	疾病医療費助 成制度の事務			6【内閣府】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。(関係府省:総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
37	長岡市	族に対対の簡素には、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	法没特続のによ減 簡下。戦る 戦る 「大田等等すでに間でには関うでには関うでには関うでには関うでには関うでには関うでには、 一次 でには、 一次 では、 一		6【厚生労働省】 (22)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法 100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018 年度中に検討の方向性を示した上で、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
71	新潟県	申請に添付する「必要な資力 及び信用があ	農地転用許可申請時 に添付する「必要な資 力及び信用があること を証する書面」につい て、許可権者の裁量で 必要な添付書類を定め られるようにする。	農林水産省	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) 資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申 請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領 の制定について」(平21農林水産省経営局、農村振興局)で 例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付ける ものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可 能であることを明確化するため、2018年度中に同要領を改正 する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
116	群馬県、福島県、栃木県、新潟県 「重点13」	事業における 農用地利用配	農地中間管理事業に おいて知事が行う農用 地利用配分計画には、農地 中間管理事業はの推進 に関する法律第18条第 3項の規定により、され 覧期間が2週間とされ でいる。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の 推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検 討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。
117	群馬県、福島県、新潟県	国産花きイノ ベーション推進 事業における 実施要件の見 直し	国産花きイノベーション 推進事業における「国 産花きの需要拡大」事 業を行う際の「国産花 きの強みを生かす生 産・供給体制の強化」 事業の実施の要件を 見直す。	農林水産省	6【農林水産省】 (10)国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、 2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、 地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を 明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直し について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。
	群馬県、茨 城県、新潟県	臣の同意・協 議が不要とな る軽易な変更	一般国道の交差部に おけるはない。 はない、道する場合のできた。 はでは、道する場合では、道するなのでは、道すなでは では、道すなでででいて、 はででででででででいる。 はできるとがででででいる。 は、できるとは、 は、 は、ともなともなともなともなともなともなともなともなともなともなともなともなともなと	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。

			· -		
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
200	市、古河 市、結城	電利の収る規制を制制を制制を制制を制制を制制を制制を制制を制制を制制を制制を制制を制制を制	地又いる治さが座代(ク納ていきに文ら納す度よことを知るとうが変更にあるとうであるとうである。で別の、はるにおいてのは、かののでは、はるにからでは、から、はるにからでは、から、はるにからでは、から、はるにからでは、から、はるにからでは、ないとのでは、ないに、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないに、ないとのでは、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
201	県、群馬	に対する医療 等に関するる法律」に基づく指 定難病の更 費助成の更新 申請を行う場	指定難病の医療費助成については,更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため,更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。		6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る 臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附 則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討 の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにお いて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する 方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
227	栃木県、新潟県	農地におり、おは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(1)農門の (1) 農門 (1) 農門 (1) 農 (1) 農 (1) 農 (1) 開 (1) 用 (1		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (富山県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
14	富山市	火葬場の経営 主体につい て、墓地、埋葬 等に関する法 律(墓埋法)の 通知の明確化	火力で体宗に業こい 大力にはは教限者を ではは教限者を の対の共立し主制 ではは教の共立し主制 ではは教の共立しま制 の営体人間なて に群るので者るると に対するのが知り、参なかに参わもし に対するのでを知り、かいにたは がいたとし に対するのであるのでのであるのでのであるのでのであるのでのであるのであるのでであるのであるの		6【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (i)火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者 に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年 度中に通知する。
15	富山市	策がう、大学のでは、大学のは、大学のではないが、ないないがは、ないないがは、ないないがはないがはないが、ないがはないがはないが、ないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがは	総経民民業と、大広水様、というでは、大田の大田を置携う、いい、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大		6【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ii)火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を経営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に対して2018年度中に通知する。また、火葬場の健全かつ安定的な経営の永続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。

平成30年提案 对応状況 (富山県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
108		51条ただし書 の許可を要さ ない産業廃棄 物処理施設の 規模の見直し		環境省	6【国土交通省】 (5)建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限(51条)については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
39	石川県	助事業等に係	水管神・国本・国本・国本・国本・国本・国本・国本・国本・国本・国本・国本・国本・国本・	国土交通省	6【国土交通省】 (20)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。
264	金沢市		平市同設るういい囲つ業でとこの便日をて周村いにし証域据の野住へ記にる、区で双めるまと例配本想対に行ない託、大のの務社託追支間の約村議すり達郵定教に行ない託、大の国要会を加陸地対期とをる。よ行式るへはさ間に況が中職と整要会を加陸地対期とをある、は行式るへはさ間に況が地と動調で祉能たった範に表をる込託日いなえ。の、れ地とと対す、施とたった範に託っとも、の、れ地実をを見った。、施とたった範に託っとむ先郵るど、前町、等施検全見を、施すよてお	総務省	6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (iii)国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託について は、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意し た上で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況 (福井県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
190		る都道府県知事の同意・協 議が不要となる軽易な変更	都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項が不正され等による系項が市計の変更といるで変更といるで変更との同意・協議を表しておいるで変更とない。 東とすることがで範囲を 東とする変更 東とする変更 見直すこと。	国土交通省	6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (ii)法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。

平成30年提案 对応状況 (山梨県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	富市町町町町町村町村村村村口菅山士川、、、、、、、、、、、湖村村川三早身南昭道西忍山鳴富町、川町郷川延部和志桂野中沢士、丹町郷川延部和志桂野中沢士、丹、	員法における 「区長」の任用	区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。	総務省	6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (i)地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平29法29)で新たに導入される会計年度任用職員(改正後 の地方公務員法22条の2)に整理されるいわゆる「区長」が担 う業務の取扱いについては、委託による対応等も含め、会計 年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に2018年中に周知を行う。 [措置済み(平成30年10月18日総務省自治行政局公務員部 長通知)]
	川三郷町、 早川町、身	消防団員等の 消防車両運転 に係る創設 度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消している。対しているような制度等の創設を対けるような制度等の創設を対している。		6【総務省】 (19)消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動 車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得 等については、以下のとおりとする。 ・消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体 の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共 団体に2018年度中に周知する。 ・普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得するこ とが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団 体により創設される公費助成制度の活用が可能であること を、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に 2019年度中に周知する。 (関係府省:警察庁) ・上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための 方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に 基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況 (山梨県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
85	いたま市、 千葉県、千 葉市、川崎	自立支援医療 費(精神通院 医療)の申請	自立支援医療費(精神 通院医療)の申請書及 び受給者証から性別の 項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	神奈川県、 千葉県、山 梨県	に係る雇用保	公共職業訓練に係る雇 用保険関係様式のう ち、公共職業訓練等の 施設の長の職氏名の 記載を求めているもの について、氏名の記載 を省処理期間の知道を 事務処理期間の事ることによ解 負担軽減を図られることを求める。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講 証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄につ いては、氏名の記載を不要とする。
87	神奈川県、 千葉県、山 梨県	に係る雇用保 険関係証明事 務の権限及び	公共職業訓練に係る雇 用保険関係事務のう ち、都道府県が設置す る職業能力開発校の 長が行っている証明事 務の権限及び基準を明 確化し、事務処理の適 正化を図られることを 求める。		6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。

平成30年提案 对応状況 (山梨県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
88	神奈川県、 千葉県、山 梨県	公共職業訓練 に候関の証明の では、 に、 に、 に、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	公共職業訓練に係る 用保険関係 事務設置の 長が行いて、 新工作の 長が行いて、 新事に でいる ででで でで でで でで でで で で で で で で で の の の の	厚生労働省	6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険 関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置 付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関 係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長によ る通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る 最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。
106	山梨県【重点44】	の登録を書きる命令を受気にいるのを登録者等をののできません。のをはいるのをできません。のをはいるのをできません。	を受けた登録電気工事 業者等に対する危険電気 所止命令を国称譲し、電 所県へ権限移譲し、電 気工事による危険 で書の発生の防止の ための措置が、より ためつ確実にそを求め る。		4【経済産業省】 (3)電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する 危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波 及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録 電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに 都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限 付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年 中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
107	山梨県	基金における 基金の取崩し の順序に係る	国と自治体の造成額に 応じた取り崩しを可能と するなど、地域環境保 全基金における基金の 取崩しの順序の見直し を求める。		6【環境省】 (11)地域環境保全対策費補助金 地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での 効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県や 指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行 い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入 れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるも のと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取 扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に2018年度 中に周知する。

平成30年提案 对応状況 (長野県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
149	長野県【重点46】	が免許状を追 加取得した場 合の修了確認	旧免許状所持者が別種の教員と場合、新規の教員と場合、新規の有別の有様、申請した場合の期間のないとの目標ののはいとのは、自動的に関係では、自動的に関係を延長する。	文部科学省	(4)教育職員免許法(昭24法147) (ii)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者(2条2項)への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)] (iii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(iv)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
150	長野県【重点46】	の集約と修了	個人が所持するすべて の教員免許状を1枚に 集約し、修了確認期限 又は有効期間満了日 を明記する。	文部科学省	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (iii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
153	長野県	災害復旧事業 における設計 変更に当たり、 主務大臣との	公共主 出事 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	国土交通省	6【国土交通省】 (8)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可 能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実 の措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (長野県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
154	長野県	備推進交付金 における交付	地方創生道整備推進 交付金交付要綱におい て、「交付金交付決定 前の着手」に関する規 定を設けること。		6【内閣府】 (16)地方創生道整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付 については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に 着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能と し、2018年度中に必要な措置を講ずる。 (関係府省:農林水産省)
263	筑北村	交付金におけ る間接補助金	地方のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	内閣府	

平成30年提案 对応状況 (岐阜県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
184	岐阜県	人権啓発活動 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等料金支払基準及び資料作成数の枠付けを見直し、地方自治体が妥明を見当な基準の下に弾力的を事業実施を図ることを可能とすることを求める。	法務省	6【法務省】 (2)人権啓発活動地方委託事業 人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。
185	岐阜県		生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	国土交通省	6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (iii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活 交通確保維持改善計画については、早期の計画認定に資す るよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動 計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連 携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結 論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
187	岐阜県	交付金におけ る間接補助金	地方創生推選の補て、国の付金)を付金)を付金)を付金)を行う場合に交付金)を行う場合に定めるでは、年本のでは、年本のでは、本は、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本の	内閣府	

平成30年提案 对応状況 (岐阜県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
207	各務原市【重点28】		分譲び並割時間では、付 大保負がでは、 大保負がでは、 大保負がでは、 大保負がでは、 大保負がでは、 大保度では、 大保に、 大に、 大に、 大に、 大に、 大に、 大に、 大に、 大	内閣府、厚生	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等(関係府省:厚生労働省)
208	各務原市		紛療ができます。 一般を を と は は は は は は は は は は は は は	労働省	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等(関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (岐阜県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
209	【重点28】	請等への個人			6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条) また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (静岡県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	末める措置の具体的内容 スポーツ	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
16	浜松市、御場市、御殿の場合では、「おります」である。	地方公道による道路では、大の道路では、大の道路では、大の道路では、大の地域では、大きないでは、ままないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、いきないでは、いきないでは、いきないでは、いきないでは、いきないでは、いきないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	地方では、大学学院の関係を対して、大学学院の関係を対して、大学学院の対象を、関係を対して、大学学院の対象を、関係を対して、大学学院の対象を、関係を対して、大学学院の対象を、対して、大学学院の対象を、対して、大学学院の対象を、対して、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学	国土交通省	6【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省 令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差 の方式の例外として認められている踏切道の新設について は、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、 鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果 及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検 討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。
17	袋井市【重点34】	理施設の設置 者における特 例の対象とな	現在、廃棄物処理法案物処理法案物処理法案物の理法を定定を選問されて、主に主要をできた、でする。のでは、では、主要をできたが、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		

平成30年提案 对応状況 (静岡県関連)

				_	
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	 求める措置の具体的内容 	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	静奈松市市市市市市市市市町 【重岡川市、、、、、、、、、、、重川市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	施民・国の制物の制物を関する。	士の能のもの係が運配せ、みの階に適遇わ、置遇う算金しにが経職がたい事のは、できれば、大きな子になる。 おいにたす。 をは、大きな子ののでは、では、大きな、では、大きな、では、大き、では、大き、では、大き、では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	労働省	(11)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算II(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
203	掛川市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	34条に規定さ	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを含また。以入申告等の適切な手続きを含まる。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	総務省、国土	6【国土交通省】 (11)公営住宅法(昭26法193) 家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応 が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等(34条) の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調 査し、地方公共団体に2019年中に周知する。

平成30年提案 对応状況 (静岡県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
204	掛川市	庁に置くことが できる建築主	建築法第97条の2 生築基準法第97条の2 によりによる場合に をはいている場合に をはいている場合に をはいている。 をはまれた をできるに は、 をできるに は、 をできるで をできるで をできる をできる をできる をできる をできる をで	国土交通省	
	浜松市、裾野市【重点17】	度の対象とな	地方自治法第244条の 2第3項に規定される 指定管理者に管理を行 わせることが囲につか 設の対象を定めれば、 「公の施設」とされてい ない施設でも指定さる ない施設できる。 対制緩和を求める。		6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (前)普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設(244条)に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成30年提案 对応状況 (愛知県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
2	春日井市		国勢調査における調査 員の選考要件の中の 「税務に直接関係のない者であること」の記述 を削除する。		6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公 共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員 も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その 結果に基づいて必要な措置を講ずる。
20	豊田市【重点29】	個人番号記載の住民票の扱い		内閣府、個人情会、総務省	6【総務省】 (8)住民基本台帳法(昭42法81) 本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個 人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口 において交付することが可能であることを明確化するため、 2018年中に住民基本台帳事務処理要領(昭42自治省)を改 正する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局長通 知)]
21	豊田市【重点4】	全育成事業の	放課後に 東 東 東 東 東 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:文部科学省)

平成30年提案 对応状況 (愛知県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
73	愛知県	国土利用計画 法に基づ等届出 に係る副本提 出の義務付け 廃止	国土利用計画法の土 地売買等の事後に係 (第23条第1項)に係 事務について、条例に よる事務につい理特例制度 (地方自治法第252条 の17の2)により、権市 移譲を受けている市 村に係る土地売買副を 出書につい義務付けを の提出の よる かけた。	国土交通省	6【国土交通省】 (17)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67) 252条の17の2第1項)により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村(特別区を含む。)においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。
74	愛知県	途表示の許可	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地の都道府県経由事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣(消費者庁)へ申請することとする。	消費者庁	6【消費者庁】 (1)健康増進法(平14法103) 申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の 許可申請に係る都道府県経由事務(26条2項)については、 廃止する。
75	愛知県	統確保維持費 国庫補助金に 係る生活交通	地域間幹線補い方。 対象 は が は が は が は が は が が が が が が が が が が	国土交通省	6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (愛知県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
76	愛知県	国庫補助金の うち車両購入 費に係る金融 費用について	地維下うる利変る通(に費期金拠見込うる利でとがのか金と可域持補、融)の金合保下載つののもん額す請変ら、関したをたまいののもん額す請変ら、関し活計う対去幅ので全にで適な、変さが場別して、対し、数記、、ので更れ間合及軟の系補と入借に用生善い金平にだを、、ので更れ間合及軟の系補と入借に用生善い強いで変と安字載変入知に金にで適なが、のであるにで適なが、で、に金して対対、関し活計が対立に、といるに、の係の、いで画。象一やたを見る係があう利ではいの係の、いの係の、いの係の、いの係の、いの係の、いの係の、いの係の、いの係の		6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i)生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。

平成30年提案 对応状況 (三重県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
35	名張市【重点16】	公立社会教育 施設の所管に 係る決定の弾 力化	公立社会教育施設の 所管に決議ででは、現行の 関係会のでは、規定では、規模会のででは、規定を 、教育されて、、教定には、規定に 、教育では、とに管を 、とに管を 、とに管を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を	文部科学省	6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。
221	重県、田大田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の	の実地検査的・対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、	検設限を施質たに施る過摘やしな設等断施に等た※つ弾でに増れた的童を地域をで変にがよるのないで、、のにじ必のないがあるののがでは、実でかるでは、実でない、大のないがのがでは、実でがそのないがのないがあるののでは、実でなるのながのないがあるののでは、大のながのでは、実でかるのといれて、大の数的施での査とえない。とは、大のながのが、大のながのでは、大のながのでは、大のながのでは、大のなが、大のなが、大のなが、大のなが、大のなが、大のなが、大のなが、大のなが		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
222	宮城県、三重県	保護地区内の 外来生物であ る植物の駆除 に係る許可を	国定公園特別保護地区内において、自然会の保全の場合に、自然会の保全の場合には、特定外来生物である値、特定外来生物であるであるであるであるであるであるであるであるであるであるとして頂きたい。	環境省	

平成30年提案 对応状況 (三重県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
224	菰野町、三 重県 【重点39】	定日前から存	国前にまない。 国の前に表示しまします。 国の行う場合に、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	環境省	
298	広島県、宮 城県、愛 県、 東 大知事会	支援法に基づ く経営発達支 援計画に係る 経済産業大臣	商工会及び商工会議 所による経営発達支援 計画に係る経済産業大 臣の認定権限につい て、都道府県知事に移 譲する。		4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

	1	1			
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
38	京賀市県市県都県、、、、市、堺庫戸取島とは、、、、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		保事は育基認業制設整い地基業り整既主安要主設を体うに発業、「てづめ主度での。域づ計有を保保に表す、「でいら導上あ対」のき画効進保保にも画調が、業育給な、一定のつめ育育運と事、「に議に子計給が事保需な、調で合率と、企所き、の際協い、は、では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	内閣()	
57	京賀市市市市市市市市市市市市市町町町町町町町町町町町町町県 工都県、、、、、、、、、、、、、、町、、、、、、庫市県、都県、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	財に化算一とは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	地の(以法全報地の後続さか能算化スにを第かなのは、大学学院のでは、1、1、1、2、2、2、2、3、3、3、4、3、4、3、4、3、4、3、4、3、4、4、4、4	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

				310 811	
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
58	京都府、滋賀県、鳥即県	付金の違約金 支払手続きに 係る積 で 係る が で を が で が の 廃 の を の を の を の の の の の の の の の の の の	高度化資金貸付金の 違約金支払手続きに係 る請求書発行依頼の 義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道軽減 関の事務負担軽減を 図られることを求める。	経済産業省	
59	京賀市府県県県域都県、、、、、、、、東京、、、、、、、、、連京、京阪庫歌取島西の、京阪庫歌取島西の、京阪庫歌取島西の、京阪庫歌取島西の、京阪庫歌取島西の、広、	同組合からの 暴力団排除の ための中小企	ことができるよう、条例 委任又は法改正による	厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入について は、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、そ の活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な 経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検 討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省及び環境省)
60	京賀市府県県県域都県大兵和鳥徳関合、、、、、、、連府京阪庫歌取島西の原本の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	の重要変更協	災害復旧事業において 農林水産省との協議が 必要となる重要変更の 基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協 議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
64			①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力規制庁)及び②「原子力発電施交付金」(内閣所)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	省	6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省:環境省)

65

_			•		
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
113	大賀市県県県域阪県、、、、、連兵、東和鳥徳関合、、、、東連の、、、連の、、、連の、、、連の、、、、、連の、、、、、、、、、、	処遇改善等加 算の認定権限 の移譲	都道府県知事、指定都 市及び中核市において 行うこととされている処 遇改善等加算の認定 に係る権限を、各市町 村へと移譲する。	科学省、厚生	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・ 権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する 市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する 方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大賀市兵歌取県域阪県、庫山県、連、東山県、連、東山県、連京市、京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東湾西、海道の東京では、東京市、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では	保育するとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
130	鳥賀府府兵戸山県方日た世事取県、、庫市県、知本め代同県、大堺県、、中事創の応盟点、京阪市、和徳国会生将援、 、神歌島地、の来知	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児育れ論置でにいは長発あ生も割種在こ種論でによと教・書人のでででて役職のある職ののある。、のから、、のででは、とも別のでででて役職のある。、のでででて役職のある。と対して、とり、、、のででで、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (wiii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令 63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者 を加える。
166	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 【重点40】	団施設地区に おいて企業保 事業(宿舎)と して認明確化の び認可権限の	国立公園の集団施設 地区内で、施設の一部を一般利用に供する園事 業保養所等を、公園事業(宿舎)として位置付ける要件(参酌基準)を 示すこと。あわせて、認 可権限を都道こと。 事に移譲すること。	環境省	6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1 (7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。
	賀県、京都 府、京都 市、大阪 府、上郡	で空き家を活 用した生活体 験に対する旅	移住希望者が当該市 では移住が当該ででは、 移住希望地域でに、 活を体験するが当該ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域 のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生 活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可 の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の 適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物 件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚 生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生 課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中 に周知する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
169	兵可県府神歌取県町庫町、、戸山県、村県、京堺市県、村県、村県、村県、村東京都市県、徳庫の、和島島県の、ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の		住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
180	兵賀府明取県域際、馬島広滋阪、烏島広道原、石県、連合 「重点 9」		児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置 している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能 であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中 に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。
	兵賀府府県、東県大和徳県、京阪歌島 点13】	機構が行う単 純な業務の委	農地の者きには、いると、は、いると、は、のとは、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
				68	

平成30年提案 对応状況 (京都府関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
38	京賀市県市県、、、市、堺庫戸取島・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	育事業の開設に係る手続きについて	事は育基認業制設整い地基業り整既主安要主設を体うの認可持事のでの。域づ計有権存導定が導に設へにつど計解ので保可にと 一定のかめ育育運と育り際協いのと、選問のは でいる事場のは でいるのでのののでは、では、大しをでいるのがのでででは、大いでのがのでででは、大いでのがのでででは、大いでのがのでででは、大いでのがのでは、大いでのがのでででは、大いでのが、大いでは、大いでのでは、大いででは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大		
56	都市、堺 市、兵庫 県、神戸	区分につい て、「当該行為 の履行があっ	歳出の会計のは、	総務省	

平成30年提案 対応状況 (京都府関連)

			, 1/C>14	. J . O . P . (.)	
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
57	賀県、京都	財政は、化学のは、大学のでは、ままりは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	地の保証の後続されば、本のでは、大学ののでは、いうには、いうには、いうには、いうには、いうには、いうには、いうには、いうに	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
58	賀県、和歌	付金の違約金 支払手続きに 係る請求書発	高度化資金貸付金の 違約金支払手続きに係 る請求書発行依頼の 義務付けを廃止するこ とにより、事務処理期 間の短縮及び都道府 県の事務負担軽減を 図られることを求める。	経済産業省	

	1次00千足术为心火儿(水品所因是)							
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容			
59	県、和歌山	同組合からの 暴力団排除の ための中小企	ことができるよう、条例 委任又は法改正による	警庁下厚農経国環院、財労水産交省省省省省省省省省省省省省	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入について は、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、そ の活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な 経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検 討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省及び環境省)			
60	京賀市府県県県域都県大兵和鳥徳関合、、、、、、連京阪庫歌取島西、協関合が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	の重要変更協	災害復旧事業において 農林水産省との協議が 必要となる重要変更の 基準の緩和		6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律(昭25法169) (ⅱ)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協 議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			
61	阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、鳥鬼県、徳島県	委員会の公選 委員に欠員が 生じた際にお ける、補欠選	海区漁業調整委員会 の公選委員の補欠選 挙について、公職選挙 法上の他の選挙同人の 不足数と足して2人以 上に達したときとする 等、補欠選挙実施基準 の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選 挙については、廃止する。			
64		原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力規制庁)及び②「原子力発電施交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	省	6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省:環境省)			

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	ポめる措置の具体的内容 スポット	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
65	京都府	交付金におけ	地方別生性に行う場合では、年度のでは、年度のでは、年度のでは、年度のでは、中でのは、中でのは、中でのは、中でのでは、中でのでは、中でのでは、中ででは、中で	内閣府	
	大都市県市県県域阪市、、、、、、、東市、、、、、、、、、東京、東西、東京市、、、、、東京、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	外の認定こども園の認定を手続きに係る見直しになった。	きにおいて、市町村立 の施設の認定の場合 は、当該認定の申請に 係る施設が所在する市 町村の長への協議を 不要とする。	労働省	(10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
112	大都市県県県域下、兵和鳥徳関合、東東、、、、連京、、、東東京、東京、東京、東京、東京、山、広、東京、山、広、東京、山、広、東京、山、広、東京、山、広、東京、山、広、東京、山、広、東京、山、広、東京、山、広	保連携型認定 こども園へ移 行する際(運	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する		6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
114	大賀市兵歌取県域阪県、庫山県、連京、京市、県徳西、京市、県徳西、京市、県徳西、京市、県徳西、京市、県徳西、京市、県徳西、江東、北海西、江東、江東、江東、江東、江東、江東、江東、江東、江東、江東、江東、江東、江東、	保育 ナップ 大 で 大 の の の の 見 直 に し に も に し に も に し に も に し に に に に に に に に に に に に に	保加いア代困研あ方き習等い※設よお支事は義通でら等算保研育状受をついる直 保い修似門施研部習厚処件等にのにがみ、通どものでは、法を 士は認修質門施修又と生いにがが、通どを 士は認修資綱にはす労政をいい、法を 士は認修資綱にはす労政をいい、法を 古は認修資綱にはす労政をいい、が、で施制学る 施制れ介白い語をがか	労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
129	鳥都市県県県東京年歌島口島 42] 東京庫歌島口島 42]	客運送による 貨客混載の許	自にけ送交調運基物が家る少に条を地送こ償貨手家用過量い議論を選び用強貨で、第一個のでは、1000円の会場第一個では、1000円の会場第一個では、1000円の会場第一個では、1000円の会場がでは、1000円のでは、100		6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有價旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有價旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含か場で協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の正り方については、自家用有價旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
130	鳥賀府府兵戸山県方日た世事取県、、庫市県、知本め代同県、大堺県、、中事創の応盟点、京阪市、和徳国会生将援、、 神歌島地、の来知	児童養護施設の保育芸術の保育の緩和	児育れ論置でにいは長発あ生も割種在こ種論でにいる場合と対してて役職 る職を基員な別のでででて役職 る職ののる と数 別のののののでででて役職 る職ののと と数 のののののののののののののののののののののののののののののののの	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (wii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令 63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者 を加える。
166	兵庫県、滋賀県、徳島県 京島県 【重点40】	団施設地区に おいて企業保 事業(宿舎)と して認明確化の び認可権限の	国立公園の集団施設 地区内で、施設の一部を一般利用に供する園事 業保養所等を、公園事業(宿舎)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道こと。	環境省	6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1 (7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。
167	兵賀府市府町県県県域庫県、京大上和鳥徳関合町県、京大上和鳥徳関合町、京都阪郡歌取島西、村滋都	で空き家を活 用した生活体 験に対する旅	移住希望者が当該を を住務望者が当該では を住務を をはるでに、 では、 をはずからのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域 のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生 活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可 の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の 適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物 件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚 生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生 課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中 に周知する。

佐 田		担安市市		出座の記答	では20年の地ナからの担定等に関する社内で
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	可町、滋賀 県、京都 府、堺市、	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を 有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。) と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性 について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。ま た、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型 共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居 する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用 による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介 護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所 地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方 公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介 護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基 づいて必要な措置を講ずる。
	都府、京都	施設と看護小規模多機能の 現模多機について、定期借地 を利用した 権を利用国有地	社会福祉法第2条に規 定する事業外の施設 (介護老人保健施設と 看護小規模多機能型 事業所)を、定期借地 権を利用した未利用国 有地の減額貸付の対 象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
	都府、京都	投票管理者選 任要件を「選 挙権を有する 者」に緩和	当日投票における投票 管理者及びその職務 代理者の選任条件を 「当該選挙の選挙権を 有する者」から「選挙権 を有する者」に改めるよ う改正されたい。		6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者 (施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く 選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を 検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。

管理 番号	凹体石	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
179	兵都市町県町権の大学の大学では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	投票立会人選任事件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区に各投票区に各投票区に各投票区に登録された者」について現場の向上を選挙のの上を選挙ののが共通の前投票が、投票区の要件を列車を列車を列車を列車を列車を列車を列車を列車を列車を列車を列車を列車を列車を	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
181	兵賀府府県、、東県大和徳県大和徳県大和徳県大和徳川県で、大和徳川県で、大和徳川県で、大田地の東京、大田地の東京、大田地の東京、大田地の東京、大田の東京、東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の	機構が行う単	農農係者き府ないでである。 ・一部では、 ・一部では、 ・一部では、 ・一部では、 ・一部では、 ・一部では、 ・一部では、 ・一のとが、 ・一のでが、		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託につい ては、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする 方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
183	都府、京都 市、大阪 府、堺市、 稲美町、和		認可は、さくなど、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは		6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]
210	大都市市県市県県下、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	育児休業等の 期間延長にか かる要件緩和	育児休業の取得及び 育児休業の配得及び 育児休業給期間の延行といる「保育が実施である」の 場合」の 学証の が場合」の 学証知書の 提出がなくても 育に も で で れ が に も の で れ の で れ の で れ の で れ の で れ の で れ の で れ の で れ り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
34	東大阪市【重点6】	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大	現行規定では、党校を表育法に通う児童では、党定条に通う児童では、党定のみが、党定のみが、を受けるでは、党校を表示が、学校を表示が、学校を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xii)放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
38	京賀市県市県、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	育事業の開設		内閣府、厚生労働省	

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
56	京都市県市県県都市、兵神和鳥徳の大兵神和鳥徳原が東戸歌取島東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	区分につい て、「当該行為 の履行があっ	歳出の会計の会計の会計の会計の会計のでは、	総務省	
57	京賀市市市市市市市市市市市市町町町原町町村町町町府兵戸山県都県、、、、、、、、、、、、、、町、、、、、、庫市県、都県、福舞綾宇宮亀城向八京京木大久井宇、和南京伊与大堺県、、徳京、京知鶴部治津岡陽日幡田丹津山御手治笠東山丹根謝阪市、和鳥島51滋都山 辺後川崎山 田置 城波 野 、神歌取県	に基づく健全	地の似法全報地の後続さか能算化スにを第やなの以上というに対しているというでは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

		1			
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
59	市、大阪 府、兵庫 県、和歌山	同組合からの 暴力団排除の	ことができるよう、条例 委任又は法改正による	厚生労働省、	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入について は、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、そ の活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な 経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検 討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省及び環境省)
60		の重要変更協	災害復旧事業において 農林水産省との協議が 必要となる重要変更の 基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協 議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取	委員会の公選 委員に欠員が 生じた際にお ける、補欠選	海区漁業調整委員会 の公選委員の補欠選 挙について、公職選挙 法上の他の選挙同人の 不足数と足して2人以 上に達したときと 等、補欠選挙 の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選 挙については、廃止する。
	賀県、大阪		①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力規制庁)及び②「原子力発電施交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費当に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	省	6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省:環境省)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
70	守口市	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善		文部科学省、 厚生労働省	6【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 (i)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行える ようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュー ルの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。 (関係府省:厚生労働省)
82	神奈川県、 千葉県、大 阪府	度上義務付けられている「貸付事業の確認 調査及び林野庁長官への結	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官へいて、の報告」についま者(明本の事にの事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業のである。	農林水産省	6【農林水産省】 (6)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査 結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道 府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報 告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知す る。
	いたま市、 千葉県、千 葉市、川崎	費(精神通院 医療)の申請	自立支援医療費(精神 通院医療)の申請書及 び受給者証から性別の 項目を削除する。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
109	大市県県域 東京 大市県県、徳関合 東京 東京 東京 東京 東京 東京 本 47 上 東京	私人収能が節囲券に出かりででは、一次ののでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		省	6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227 条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方 公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。そ の結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1 月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方 法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、 都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2) に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が 手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置 が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果 に基づいて必要な措置を講ずる。
	大都市県市県県域阪市、、、、、、、連府、兵神和鳥徳関合、中華戸歌取島西京口 山 広	外の認定こども園の認定を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	労働省	(10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
112	大都市県県県域市、兵和鳥徳関合、東和鳥徳関合、東東、、、東東東、東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東		保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する		6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 経育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
113	大賀市県県県域阪県、、、、、連、大郷庫、、、、、、連、東和島徳関合、東東の東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東	処遇改善等加 算の認定権限 の移譲	都道府県知事、指定都 市及び中核市において 行うこととされている処 遇改善等加算の認定 に係る権限を、各市町 村へと移譲する。	科学省、厚生	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・ 権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する 市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する 方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大賀市兵歌取県域阪県、庫山県、連京市県、東山県、連京市県、南山県、連京市県、市県、徳西、京市県、徳西、和鳥島広滋都、和鳥島広	保育 生 等 は で で の の 見 直 し		労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
130	鳥賀府府兵戸山県方日た世事 という はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児育れ論置でにいは長発的と生も割種在こ種論でにいる報子をのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでででのでは、のででのでででで、のでででででで、というというでは、と教のでは、と教のでは、のででででで、というというできません。 これの はとり は とり		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (wiii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令 63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者 を加える。
	兵賀府市府町県県県域庫庫県、京大上和鳥徳関島、村県京都阪郡歌取島西、村、京都阪郡歌取島西、村、京都阪郡歌取島西、村、京都、山、広兵会	移住希望地域 で空き家を活 用した生活体 験に対する旅 館業法の適用 除外	移住希望者が当該で生者を目標をはる。 お目のの、にはいる。 お目のの、にはいる。 はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域 のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生 活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可 の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の 適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物 件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚 生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生 課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中 に周知する。
	可町、滋賀 県、京都	ける施設移転 に際しての住 所地特例の継	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。		6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を 有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。) と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性 について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型 共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居 する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用 による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介 護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所 地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方 公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介 護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基 づいて必要な措置を講ずる。

	ı				
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容 はないのである。	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
170	兵都市府市県県県域庫府大神和鳥徳関合、、、、、東京阪戸歌取島西島直は24】	施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した	定する事業外の施設 (介護老人保健施設と 看護小規模多機能型 事業所)を、定期借地 権を利用した未利用国 有地の減額貸付の対	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27 法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設に ついては、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多 機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に 2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するた め、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
178	兵都市市八戸町県町東京阪市、尾市、大村市、大村市、村村県京阪市、大村村、大村市、村村の東京都、神磨山県東都、神磨山県	投票管理者選 任要件を「選 挙権を有する 者」に緩和	当日投票における投票 管理者及びその職務 代理者の選任条件を 「当該選挙の選挙権を 有する者」から「選挙権 を有する者」に改めるよ う改正されたい。		6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者 (施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く 選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を 検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。
	兵賀府明取県域庫県、オ市、徳西県、東東県、本市、徳西に、東京・東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	置市(中核市) において療育 手帳を交付す	児童相談所を設置して いる中核市が療育手を の判定と交付を合わせ て実施できるよう、療 手帳制度に係る厚 手帳制度は を見直すこ と。		5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置 している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能 であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中 に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	県、徳島県【重点13】	農地が行うとなっている。というでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、	農地中間管のした。 一間管のしたのと 地中間でのしたののでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、		6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託につい ては、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする 方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。
	都市、大塚市、京阪市、 京阪市、 東町、和 東県、 東東、 東東、 東東、 東東、 東東、 東東、 東東、 東東、 東東、	が所有する不 動産に係る登 記申請の特例	認可ない。 認可ない。 認可ない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

告理		担安事话		判度の記答	平成20年の地方もこの担実空に明まる社内士を
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
194	豊中市【重点1】	定こども園の	幼保連携型認定とで、 場の職員教諭免許るに が来動のが、では のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは の	労働省	6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
	大都市市県市県県下、第五、大都市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	育児休業等の 期間延長にか かる要件緩和	育児休業の取得及び 育児休業給付金の支 給期間の延長要件さい場合」の学証資 ある「保育が実証資料 を、入所保留通常見 を、入所保留通常見 としてがなくても可能に 業等の延長が度を改正して欲しい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76)育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
	庫県、神戸		保育所等が、自園の児童に加え他の保育に加え他の保育である児童に加えれている児童を引入れては、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次は、一次	労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
38	京賀市県市県、、、、、市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	育事業の開設に係る手続きについて	保事は育基認業制設整い地基業り整既主安要主設を体うに有いいのでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	内閣省、厚生	
40		飼い主登録を 徹底するため の登録の 一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO (動物ID普及推進会) の他、任意団体等が窓口となっている飼い主 登録について一元化を 行う。	厚生労働省、 環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
56	京都市県市県県都市、兵神和鳥徳の大兵神和鳥徳原が東戸歌取島東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	区分につい て、「当該行為 の履行があっ	歳出の会計の会計の会計の会計の会計のでは、	総務省	
57	京賀市市市市市市市市市市市市町町町原町町村町町町府兵戸山県都県、、、、、、、、、、、、、、町、、、、、、庫市県、都県、福舞綾宇宮亀城向八京京木大久井宇、和南京伊与大堺県、、徳京、京知鶴部治津岡陽日幡田丹津山御手治笠東山丹根謝阪市、和鳥島51滋都山 辺後川崎山 田置 城波 野 、神歌取県	に基づく健全	地の似法全報地の後続さか能算化スにを第やなの以上というに対しているというでは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

		1			
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
59	市、大阪 府、兵庫 県、和歌山	同組合からの 暴力団排除の	ことができるよう、条例 委任又は法改正による	厚生労働省、	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入について は、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、そ の活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な 経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検 討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省及び環境省)
60		の重要変更協	災害復旧事業において 農林水産省との協議が 必要となる重要変更の 基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協 議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取	委員会の公選 委員に欠員が 生じた際にお ける、補欠選	海区漁業調整委員会 の公選委員の補欠選 挙について、公職選挙 法上の他の選挙同人の 不足数と足して2人の 不足数と足して2人以 上に達したときと施基準 の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。
	賀県、大阪		①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力規制庁)及び②「原子力発電施交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費当出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	省	6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省:環境省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
109	大市県県域 東京 大市県県、徳関合 東京 東京 東京 東京 東京 東京 本 47 上 東京	私人収能が節囲券に出かりででは、一次ののでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		省	6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227 条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方 公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。そ の結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1 月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方 法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、 都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2) に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が 手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置 が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果 に基づいて必要な措置を講ずる。
	大都市県市県県域阪市、、、、、、、連府、兵神和鳥徳関合、中華戸歌取島西京口 山 広	外の認定こども園の認定を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	労働省	(10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
112	大都市県県県域市、兵和鳥徳関合、東和鳥徳関合、東東、、、東東東、東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東		保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する		6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 経育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。

_			•		
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
113	大賀市県県県域阪県、、、、、連、大銀庫、、、、、、連、大和島・徳関合、水庫・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政	処遇改善等加 算の認定権限 の移譲	都道府県知事、指定都 市及び中核市において 行うこととされている処 遇改善等加算の認定 に係る権限を、各市町 村へと移譲する。	科学省、厚生	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・ 権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する 市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する 方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大賀市兵歌取県域阪県、庫山県、連、東山県、連、東山県、連京市、京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東湾西、海道の東京では、東京市、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では	保育するとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
129	鳥都市県県県駅市、大学の東京東京市、大学の大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、はいいは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		自にけ送交調運基物が家る少に条を地送こ債貨手のよるに通うでは、3 量で、1 を実有では事となるに通うでは、3 量で、1 を実有で、2 を実有で、3 量で、3 量で、4 を実有で、4 を実有で、5 を表して、5 を表して、6 を		(9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。
130	鳥賀府府兵戸山県方日た世事取県、、庫市県、知本め代同東、大堺県、、中事創の応盟点、京阪市、和徳国会生将援、京阪市、和徳国会生将援滋都 、神歌島地、の来知	児童養護施設 の保育 基準の緩和	児育れ論置でにいは長ろいい。 は長達をいうないでのででて役職のでは、のでででののののででのののでででののののでででのののののでででのでででの		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令 63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者 を加える。

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	神戸市	道路法施行令る第38条によの管理期間の運用弾力化	すでに道路としての機能・形態を失って有)地域を大って有)地域ので、第一道路を構廃止なるはは、下のでは、下のでは、下のでは、下のでは、下ででは、下ででは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	国土交通省	6【国土交通省】 (13)道路法(昭27法180) (ii)不用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
160	神戸市【重点49】	いて人事委員 会又は公平委	本は激ニめ行人命に採会権的・行の、、せ公がし者求市社変ズ適て配者で試権を関いる。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	総務省	6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (iii)人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に情報提供を行う。また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。
166	賀県、京都	団施設地区に おいて等を会 事業(宿める) と はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの	国立公園の集団施設 地区内で、施設の一部 を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舎)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	環境省	6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1 (7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。
				94	

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針
167	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪 市、上郡	移住希望地域 で空き家を活 用した生活体 験に対する旅	移住希望者が当該市町に移住する目的でののでは、移住希望地域では一個では、移住を体験する間では、では、大田の空き家が、大田の空きのでは、大田の空きのでは、大田の空きの前とのでは、大田のでは、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、田ので	関係府省庁 厚生労働省	(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域 のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生 活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可 の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の 適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物 件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚 生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生 課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中 に周知する。
	可町、滋賀 県、京都 府、堺市、		住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	都市府、大神和原 京阪戸歌和 島 。 徳 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した	社会福祉法第2条に規 定する事業外の施設 (介護老人保健施設と 看護小規模多機能型 事業所)を、定期借地 権を利用した未利用国 有地の減額貸付の対 象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
178	兵都市市八戸町県町庫府大堺市、尾市、大村市、村村、東市、村村、大村市、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村	投票管理者選 任要件を「選 挙権を有する 者」に緩和	当日投票における投票 管理者及びその職務 代理者の選任条件を 「当該選挙の選挙権を 有する者」から「選挙権 を有する者」に改めるよ う改正されたい。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者 (施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く 選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を 検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。
179	兵庫県、京南、市町県町、村田、東京、東東、東東、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通の要件を外して選挙権を有する者」に緩和すること。		6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
180	兵賀府明取県域庫県、石県、連県、石県関合東京、石県関合原、連点のでは、高島広では、高島には、東京のではないがでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のではないがでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のではないでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のではではないはではないがではないがではないがではではないがではないがではではないがではないが	置市(中核市) において療育 手帳を交付す	児童相談所を設置している中核市が療育を出ている中核市が療育われて実施できるよう、原生・ 手帳制度に係る見直すこ 手帳の事が変見である。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置 している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能 であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中 に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
181	賀県、京都 府、大阪 府、和歌山	農機様にこの原理を表現である。	農機等をする。 農地るには県けて理路植発、かの知。、信書単れのに知りでは、いい、、、、、、、の知。、、信書単れのに知りででは、いいでは、いい、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
183	都市、大堺町、京阪市、、東町、、東町、、東町、、東町、、東町、、東町、、東町、、東町、、東西・、東西・、東西・、東西・、東西・、東西・、東西・、東西・、東西・、東西	が所有する不 動産に係る登 記申請の特例 に一部名義人 が認可地縁団	認可も当然である。 「おいっとは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで		6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	大都市市県市県県下、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の 育児休業の 所会 所保 所保 所保 の 場所 の 場所 の 場所 会」 の 留 通 育 の 留 通 育 に 、 入 が 延 し て が し に 、 の が 。 の い し 、 の い し 、 の に 、 り に 、 り に り に 、 り に り に 、 り に り に り	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76)育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。・保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
211	大庫市県、徳東、八郎県、和島徳・大庫、御里、徳田・大郎、徳田・大郎、徳田・大郎、田田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		保育所等が、自園の児童に加えた。 童に加えれている児童を利力しては、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (奈良県関連)

fele are		40 		4u ch ~ = ~ ~	
管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
144	奈良県	収事務の委託 のための地方	地方公共団体が私人 に徴収又は収納の事 務を委託することがで きる歳入について、地 方自治法施行令第15 8条第1項に「損害賠償 金」を対象とするよう改 正。	総務省	
147	奈良県	が経営する社	前査適いは、という。 前査適いは、という。 前査のでは、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	科学省、厚生 労働省	(10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (【厚生労働省】(3)児童福祉法(昭22法164)(xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法建(面ではいては、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (16)生活保護法(昭25法144)(v)保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (21)老人福祉法(昭38法133)(ii)老人福祉法(昭38法133)(ii)老人福祉法(昭38法133)(ii)名人福祉法(昭38法133)(ii)名と情報意とのつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	関係肘有厅	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
40	庫県、神戸		飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO (動物ID普及推進会) の他、任意団体等が窓口となっている飼い主 登録について一元化を 行う。		6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)
56	都市、堺 市、兵庫 県、神戸	区分につい て、「当該行為 の履行があっ	歳以の 最出の 会いに で、あの とので で、あの にの で、あの にの で、あの にの で、あの にの で、あの にの で、あの にの で、あの にの で、あの にの にの にの にの にの にの にの にの にの に	総務省	

				- L	V 12
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
57	賀県、京都 市、福知山	財政とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	地の保証を表示される。 ・	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
58	賀県、和歌	付金の違約金 支払手続きに 係る請求書発	高度化資金貸付金の 違約金支払手続きに係 る請求書発行依頼の 義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び軽減が 関の事務負担軽減を 図られることを求める。	経済産業省	

	1%00年12年717677761116111111111111111111111111							
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容			
59	県、和歌山	同組合からの 暴力団排除の ための中小企	ことができるよう、条例 委任又は法改正による	警庁厚農経済土境、金省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入について は、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、そ の活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な 経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検 討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省及び環境省)			
60	京賀市府県県県域都県大兵和鳥徳関合、、、、、、連京阪庫歌取島西の大会の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	の重要変更協	災害復旧事業において 農林水産省との協議が 必要となる重要変更の 基準の緩和		6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協 議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			
61	阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、鳥取県、徳島県	委員会の公選 委員に欠員が 生じた際にお ける、補欠選	海区漁業調整委員会 の公選委員の補欠選 挙について、公職選挙 法上の他の選挙同人の 不足数と足して2人の 下足数と足して2人以 上に達したときとする 等、補欠選挙実施基準 の緩和を求める。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選 挙については、廃止する。			
	都市、守口 市、兵庫 県、神戸		効保連携型以外の認 定こども園の認定手続きにおいて、市町村立 の施設の認定の申請に 、当該認定の申請に 係る施設が所在する市 町村の長への協議を 不要とする。	労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)			

102

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	大都市県県県域で、兵和島徳関の大東市、、、、、連京、、、東連の東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東	保保とする人に場のは、おいまでは、一個では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する		6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。
113	大賀市県県県城原、東兵和島徳関、、、、、、東東、、、、、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、		都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処 遇改善等加算の認定 に係る権限を、各市町村へと移譲する。	科学省、厚生	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・ 権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する 市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する 方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大賀市兵歌取県域阪県、庫山県、連川県、東山県、連川県、東山県、連大の市、京市、、徳西の市、京市、、徳西の高い、の市、、徳西の高い、ののでは、ののでは、ののでは	リアアップ研修	加算Ⅱの要件となって	労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
129	鳥都市県県県、東京東歌島口島 42 東京庫歌島口島 42 東京 42 東	客運送による	自にけ送交調運基物が家る少に条を地送こ償貨手のよるに通っ送う運で用通量係第分のでは、3 量るののでは、3 量のでは、3 量のでは、3 量のでは、3 量のでは、3 量のでは、4 でに、4 でに、5 でに、6 でに、6 でに、6 でに、6 でに、6 では、6 でに、6 でに、6 でに、6 でに、6 でに、6 でに、6 でに、6 でに		(9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。
130	鳥賀府府兵戸山県方日た世事取県、、庫市県、知本め代同東、大堺県、、中事創の応盟点、京阪市、和徳国会生将援滋都、、神歌島地、の来知		児育れ論では、は長発あ生も割種で、とのででて役職のような身が、得行るが論でのいば、のでは、のでは、のででののでででのでで、とのでのでででのでででのでででのでででのでででのででで		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
167	賀県、京都 府、京都 市、大阪 府、上郡	移住希望地域で空き家を活用した対するの適用に対すの適用除外	移住希望者が当該市町に移住希望者が当該市では移住者をはずる間ででに、では、本の空きないのでは、では、からいては、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域 のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生 活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可 の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の 適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物 件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚 生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生 課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中 に周知する。
169	可町、滋賀 県、京都 府、堺市、		住所地特例の対象外とされている施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	都市府市県県県 京阪戸歌取島西 山	施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した	(介護老人保健施設と 看護小規模多機能型 事業所)を、定期借地 権を利用した未利用国 有地の減額貸付の対	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27 法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設に ついては、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多 機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に 2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
178	兵都市市八戸町県町東京、大堺市、尾市、村村、大堺市、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村、村村	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票 管理者及びその職務 代理者の選任条件を 「当該選挙の選挙権を 有する者」から「選挙権 を有する者」に改めるよ う改正されたい。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者 (施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く 選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を 検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。
	兵不, 在	任要件を「選挙権を有する者」に緩和	件である「各投票区に おける選挙人名簿に登録された者」について、 投票環境の向上を進め るため、期日前投票所 や共通投票区の要件を外して 「選挙権を有する者」に 緩和すること。		6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
181		機構が行う単 純な業務の委	農地係者き府なれ管水田啓成等限すな付申等め意業とる間間のしかのない。(い、(の)の知のでは、知らのでは、の)の知のでは、知ばがいるが、(い、で)の知のでは、で)のでは、で)の知のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)のでは、で)ので)がでは、で)ので)がでは、で)の、で)の、で)の、で)の、で)の、で)の、で)の、で)の、で)の、で)の	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (和歌山県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	兵都市府稲歌取広兵会庫府、、美山県域庫、大堺町県、連県、京阪市、、関合町京都、和鳥西、村	が頭記にがののである。特別では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	認可ない。 認可ない。 認可を持続である。 本をいる。 を表する。 ののでは、 ののでは、		6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]
210	大都市市県市県県下、野面庫戸歌取島に、東兵神和島徳に、、、、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び 育児休業の取得及び 育児休業給所保育が 場合」の 場合」の 場合」の の 場所保 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76)育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
211	大庫市、東京市、神歌取島県、北島県、徳県、本島県、徳川県県、徳川県・東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東		保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童を利用している児童を引きまた。 現状実施が認めたいのは、現状実施が認めたいのは、では、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないの	内閣府、厚生労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共 同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児 童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、 地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)
				107	

平成30年提案 対応状況 (鳥取県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
38	京賀市県市県、、、、市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	育事業の開設に係る手続きについて	保事は育基認業制設整い地基業り整既主安要主設を体うに有いいのでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		
40	徳庫市県県、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	飼い主登録を 徹底するため の登録の 一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO (動物ID普及推進会) の他、任意団体等が窓口となっている飼い主 登録について一元化を 行う。	厚生労働省、 環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)

平成30年提案 对応状況 (鳥取県関連)

hh TO		担由主任		### A = * **	
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
56	京都市県市県県都市、兵神和鳥徳の大神和鳥徳の大神の東京神和鳥島の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	区分につい て、「当該行為 の履行があっ	歳出の会計の 、は 、は 、は 、い行 、の 、の で、の にの で、の で、の で、の で、の で、の で、の で、の で、	総務省	
57	京賀市市市市市市市市市市市市町町町町町町町町町町町町石兵戸山県都県、、、、、、、、、、、、、、町、、、、、、庫市県、商、、福舞綾宇宮亀城向八京京木大久井宇、和南京伊与大堺県、、徳京、京知鶴部治津岡陽日幡田丹津山御手治笠東山丹根謝阪市、和鳥島51、湖都山 辺後川崎山 田置 城波 野 、神歌取県	に基づく健全	地の以上というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (鳥取県関連)

				4.4	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
58	京都、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥、鳥・鳥・鳥・鳥・鳥・鳥・鳥・	付金の違約金 支払手続きに 係る請求書発	高度化資金貸付金の 違約金支払手続きに係 る請求書発行依頼の 義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び軽減が都道所 県の事務負担軽減を 図られることを求める。	経済産業省	
59	市府県県県域大兵和島徳関合、、、、、、、、、、連、、連の東部取島西のは、は、連のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	同組合からの 暴力団排除の ための中川組 業の改正	から暴力団を排除することができるよう、条例 委任又は法改正による 暴力団排除条項の追 加を行うこと。	厚生労働省、 農林水産 展 選 選 選 境 省	(1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入について は、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、そ の活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な 経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検 討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省及び環境省)
60	賀市府県県県域県、大兵和鳥徳関合、、、、、戦連京阪庫歌取島西の山山、広	の重要変更協 議案件の基準 の緩和	災害復旧事業において 農林水産省との協議が 必要となる重要変更の 基準の緩和		6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協 議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取	委員会の公選 委員に欠員が 生じた際にお ける、補欠選	海区漁業調整委員会 の公選委員の補欠選 挙について、公選挙同人の 例えば、その当選人の 不足数と足して2人以 上に達したときとある 等、補欠選挙ある。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選 挙については、廃止する。

平成30年提案 対応状況 (鳥取県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
64	京賀府、滋府、大庫東京、農東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府) (ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	内閣府、環境省	6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省:環境省)
109	大市県県城 府、場、 東京 東京 大島、 東京 大島、 東京 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	私人のの 収・収・可能な が範囲の が範囲の が発に の の き の は は は は は は は は は と は と は と の り の り の り の り の り の り の り の り の り の	地方自治法243条及び 同法施行令第158条及 規定は、歳入歳出外現 会についら納のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	省	6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227 条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
111	都市、守口 市、兵庫 県、神戸		定こども園の認定手続	労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (鳥取県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	大都市県県県域で、兵和島徳関の大東市、、、、、連京、、、東連の東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東	保保とする人に場のは、おいまでは、一個では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する		6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。
113	大賀市県県県城原、東兵和島徳関、、、、、、東東、、、、、東京、、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京		都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処 遇改善等加算の認定 に係る権限を、各市町村へと移譲する。	科学省、厚生	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・ 権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する 市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する 方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
114	大賀市兵歌取県域阪県、庫山県、連、東山県、連、京市、、徳西の、、京市、、徳西の、、京市、、徳西の、、京市、、徳西の、、和鳥島広道都、和鳥島広	リアアップ研修	加算Ⅱの要件となって	労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (鳥取県関連)

佐田		担安事項		判束の記答	では20年の地ナからの担党等に関ナス社庁ナ4
管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
129	鳥都市県県県駅市、大学の東京東京市、大学の東京東京市、大学の東京市、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	客運送による 貨客混載の許	自にけ送交調運基物が家る少に条を地送こ債貨手のよるに通うでは、3 量には、3 量には、5 では、6 では、6 では、6 では、6 では、6 では、6 では、6 では、7 をでは、7 をでは、7 でに、7 でに、8 でに、8 でに、9 でに、9 でに、9 でに、9 でに、9 でに、9 でに、9 でに、9		(9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。
130	賀県、京都	児童養護施設 の保育士配 基準の緩和	児育れ論置でにいは長発的生も割種在、との ・はこと教の ・は、の達り、す育十あの ・は、のでででで、とののる ・は、と教の ・は、のきの、のででて役職 ・は、と教の ・は、のきの、のででて役職 ・は、と教の ・は、のきのの ・は、のきのの ・は、のきのの ・は、のきのの ・は、のきのの ・は、のきのの ・は、のきのの ・は、のきのの ・は、のでの ・は、のきの ・は、のでの ・は、のででで、とのの ・は、のる ・は、のででで、とのの ・は、のる ・は、のる ・は、の。 ・な、の。 ・な、。。 ・な、 ・な、 ・な、 ・な、 ・な、 ・な、 ・な、 ・な、		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (viii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。

平成30年提案 対応状況 (鳥取県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
143	鳥取県	法人土地·建 物基本調査の 都道の見直し	法人土地・建物基本調 査の都道府県の事務 の見直し	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務に ついては、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理 性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方 向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論 を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	賀府市府町県県県域庫県、、、、、、、、、、連県、大上和鳥徳関合町京都阪郡歌取島西、村村の東京都、山 広兵会	移住希望地域 で空き家を活体 用した対する適 解外	移住希望者が当該市 野に移住をは を体験するでに、 でとは でとは でとなるででは、 でとまるででは、 でとまるででは、 でとまる。 でとまる。 でとまる場合では、 でとまる。 でとなる。 でとな。 でとな。 でとなる。 でとなる。 でとなる。 でとな。 でとなる。 でとなる。 でとなる。 でとなる。 でとな。 でとなる。 でとなる。 でとなる。 でとなる。 でとなる。 でとなる。 でとなる。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。 でとな。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域 のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生 活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可 の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の 適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物 件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚 生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生 課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中 に周知する。
169	可町、滋賀 県、京都 府、堺市、	ける施設移転 に際しての住	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況(鳥取県関連)

管理 番号	凹件右	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	関係付省庁 	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
170	兵都市府市県県県域庫府、大神和鳥徳関合東京阪戸歌取島西京都山山広	て、定期借地 権を利用した 未利用国有地	社会福祉法第2条に規 定する事業外の施設 (介護老人保健施設と 看護小規模多機能型 事業所)を、定期借地 権を利用した未利用国 有地の減額貸付の対 象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27 法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設に ついては、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多 機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に 2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
180	兵賀府明取県域庫県、オ市、徳西県、東市、徳西県東連県、大市・徳西県南山県東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	置市(中核市)	児童相談所を設置して いる中核市が療育手帳 の判定と交付を合わせ て実施できるよう、療育 手帳制度に係る厚生事 務次官通知を見直 と。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置 している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能 であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中 に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。
183	都府、京都 市、大阪 府、堺市、 稲美町、和	が所有する不 動産に係る登 記申請の特例 に一部名義人 が認可地縁団	認可す時間のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

平成30年提案 对応状況 (鳥取県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
210	大都市市県市県県下、東京市、東西市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業のの 育児休業の 育児休業給期間の を 会期間の を い場合」の 学証 を 、 入所保 の 近 会 の が と が と 、 入所保 の が と 、 入所保 の が と 、 入所保 の が と 、 入 が と 、 し が し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76)育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。・保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
211	大庫、大原市、県、市、県、和県、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		保育所等が、自園の児童に加えた。 童に加えれている児童も受け入れている児育を も受け入れ育についる児育をでいる児育をでいる。 現状実曜日についる。 は、本本のでは、ないのでは、は、 は、本本のでは、は、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)
302	域に飛び出 す公務員を	副業をできる 要件の緩和及	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的により認める考え方だが、許可制に改正し、地で求められている社会貢献活動にきるよう促す。	総務省	6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (ii)職員の営利企業への従事等の制限(38条)については、 職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等 を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な 参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組 事例等について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に 必要な情報提供を行う。

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
23		律」に基づく、 指定難病の医	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。		6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る 臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附 則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討 の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにお いて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する 方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (岡山県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
122	岡山県 【重点14】	農業生産基線的受更を受けるである。	農業のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでのでは、大学のでのでは、大学のでのでは、大学のでのでは、大学のでのでは、大学のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	農林水産省	6【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に周知する。 ・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順及びそれに要する期間の目安・国営事業実施中の受益地の変更に当たっては、受益地からの除外を要望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。 ・補助金返還を要する場合に係る考え方 [措置済み(平成30年10月24日付け農林水産省農村振興局整備部長通知)]
199		随意契約がで きる金額の見 直し	随意契約によることが できる予定価格につい て、契約の種類が「工 事又は製造の請負」で ある場合の上限金額を 引き上げる規制緩和	総務省	-

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
8	広島市、広島県 【重点27】	生活保護の実施において、大学のは、大学のでは、はないは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、ないが、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、ないが、大学のでは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、は	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の場合において、労馬・大きにおいて、労働者災害補償給付等の支給に関する情報をもしていただきたい。	省、厚生労働省	6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iv)保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査(29条)の うち、労働者災害補償保険法(昭22法50)7条1項に基づく保 険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働 基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する 際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決 定されるよう、地方公共団体に2018年度中に通知するととも に、全国会議を通じて周知する。
9	広島市	法に基づく審	地方公共団体の情報 公開・個人情報保護審 査会が諮問を受けて実 質的な審理を行う審査 請求については、審査 庁による審理手続に係 る事務を廃止するよう 求める。	総務省	6【総務省】 (16)行政不服審査法(平26法68) 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、 地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会 が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則 6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のため の運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実 態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有 識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得 る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	広島市、広 島県	査員の選考基	国勢調査の調査員として税務関係職員も従事できるよう調査員の選考基準の要件緩和を求める。		6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公 共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員 も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その 結果に基づいて必要な措置を講ずる。
11	広島市、広 島県	投票管理者及 び同職務代理	選挙における投票管理 者及び同職務代理者 は、選挙の種類を問わ ず、選任要件を「当該 選挙の選挙権を有する 者」ではなく、「選挙権 を有する者」の中から 選任できるよう要件緩 和を求める。		6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者 (施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く 選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を 検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
12	広島市、広 島県	選挙における 投票立会人の 要件緩和	選挙における投票立会 人において、選任要件 を「各投票区における 選挙人名簿に登録され た者」ではなく、「有 選挙の選挙権を有する 者」の中から選任で求め るよう要件緩和を求め る。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
13	広島市、広 島県 【重点36】	電子マネーを 利用した公金 収納の取扱い の明確化	電子マネーを利用した 公金の納付が可能で あることについて、法令 で明確化することを求 める。	総務省	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の 2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方 公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理 した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。
	愛島県市市市市市央市市原町町町町町町町町媛県、、、、、、市、、町、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	総合確保基金	都道府県の意域を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
129	鳥都市県県県東京年歌島口島 (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名)		自にけ送交調運基物が家る少に条を地送とに償り手にけ送の調運基物が家る少に条のは事となるに通った法とでは、3量で、10分割で、10分割では、10		(9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。
221	宮重県生将援県、本め代同に、本め代同の応盟	児のほうのほうできます。 現までは、 は、 は	児検設の関係を施質に施る過摘やしな設等断施に等た※つ弾で、対るでに設い実のを施り、、問題をは、実でが実施とは弾きするのが、のがあるでにといるの監のがあるでに設いをのと、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
298	県、愛媛 県、中国地 方知事会		商工会及び商工会議 所による経営発達支援 計画に係る経済産業大 臣の認定権限につい て、都道府県知事に移 譲する。	経済産業省	4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況(山口県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
7	萩市【重点25】		医薬品、医療機器等の 品、医療機器等の 品質、有効性及びす 、有効性に関で 、有効等に関連 、有の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	厚生労働省	6【厚生労働省】 (20) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生 科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在 り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得 る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
129	鳥都市県県、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	客運送による 貨客混載の許	自にけ送交調運基物が家る少に条等は当時には送び調運基物が家る少に条等は事とと旅有を選び選がのは、3量に、10分割を表現では、10分割を表現を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割割を表現では、10分割を表現では		(9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
26	島県、徳島 県、松山	総合確保基金 (医療分)の交 付要綱等の早	都道府県の意見を療 原果の意見を療 原果の意見を療 で、確保事業直 で、確保事業直 で、神子 がは基業で がはままで で、世界 で、でを で、で で、で で、で で、で で、で で、 で、 で、 で	厚生労働省	6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]
38			保事は育基認業制設整い地基業り整既主安要主設を体うにも画調が業育給のは ズレ整効ニや第一次のでは ボーラ ののでは ボーラ のののでする のでは ボーラ のののでする 関手では、のでは、では、できるをでは、では、では、では、できるをでは、では、できるをでは、では、できるをでは、では、できるをでは、では、できるをでは、できるをでは、では、できないが、できるを、のでは、できるを、のでは、できるを、できるを、できるを、できるを、できるを、できるを、できるを、できるを	内閣省、厚生	

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
40	徳庫市県県、和鳥愛高県、和鳥愛高県、和鳥愛高県、和鳥愛島県、和鳥愛高泉、神歌取媛知県の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	飼い主登録を 徹底するため の登录化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO (動物ID普及推進会) の他、任意団体等が窓口となっている飼い主 登録について一元化を 行う。	厚生労働省、 環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)
56	都市、堺 市、兵庫 県、神戸	区分につい て、「当該行為 の履行があっ	歳出のの会に は出ののでは にないで であるのに にないで であるのに にないで であるのに になるのに であるのに になるのれるの になるのれるの になるのれるの になるのれるの になるの になるの になるの になるの になるの になるに ない でい でい でい でい でい でい でい でい でい で	総務省	

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	京賀市市市市市市市市市市市市市町町町町町町町町町町町兵戸山県都県、、、、、、、、、、、、、、町、、、、、、、庫市県、都県、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	財政は、化全のは、大学のでは、まれば、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まれば、大学のでは、まれば、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まれば、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まれば、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まれば、まれば、まれば、は、まれば、は、まれば、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	地の保証の後続さかに関するとのは、これのは、これのでは、いうには、これのでは、いうには、これのでは、いうには、これのでは、いうには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これが、これが、これでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	総務省	6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	賀県、京都 市、大阪 府、兵庫	同組合からの 暴力団排除の ための中小企	から暴力団を排除することができるよう、条例 委任又は法改正による	厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、	6【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入について は、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、そ の活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な 経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検 討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措 置を講ずる。 (関係府省:金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省及び環境省)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	ポめる措置の具体的内容 はないである。	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
60	京賀市府県県県域都県大兵和鳥徳関合、、、、、、、連、大兵和鳥徳関合、京阪庫歌取島西、広道・	災害復旧事業 の重要件の基準 の緩和	災害復旧事業において 農林水産省との協議が 必要となる重要変更の 基準の緩和	農林水産省	6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律(昭25法169) (ii)災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協 議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61		委員会の公選	海区漁業調整委員会の公選委員の公選委員の公選委員のはて、公職同人の選挙法上の他の選挙選人の不足数と足して2人の不足数とに達したときと施事、補欠選挙ある。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選 挙については、廃止する。
109	大市県県域 東京 (東京) 東東 (東京) 東京 (東京) 東京 (東京) 東東 (東京) 東京 (東京) 東京 (東京) 東京 (東京) 東京 (東京) 東東 (東京) 東京 (東京) 東京 (東京) 東東 (東東) 東東 (東東) 東東 (東東)		地方語には 地方第158年 活会第158年 活会第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227 条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方 公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。そ の結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1 月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方 法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、 都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2) に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が 手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置 が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果 に基づいて必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
111	大都市県市県県域阪市、、、、、、連府、兵神和鳥徳関合、守庫戸歌取島西京口 山 広	幼保連携型以 外の認の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	幼保連携型以外の認 定こども園の認定手続 きにおいて、市町村立 の施設の認定の申請に は、当該認定の申請に 係る施設が所在する 町村の長への協議を 不要とする。	労働省	6【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
	大都市県県県域阪市、、、、、連京、兵和鳥徳関合、、、、、連京、連京、連京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京	こども園へ 管は とする人に では では では では では では では では では のは では のは のは のいま のいま のいま のいま のいま のいま のいま のいま	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する		6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。
113	大賀市県県県域阪県、兵和島徳関合、、、、、東東、、、、東南、東京、東京、東京、東京、東京、東京、海、海、海、海、海、海、海、海、海、海、海	処遇改善等加 算の認定権限 の移譲	都道府県知事、指定都 市及び中核市において 行うこととされている処 遇改善等加算の認定 に係る権限を、各市町 村へと移譲する。	科学省、厚生	5【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・ 権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する 市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する 方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	制度の所管・	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針
番号	凹件右	(事項名)		関係府省庁	(平成30年12月25日閣議決定)記載内容
114	大賀市兵歌取県域阪県、東山県、連京、東山県、連京、京市、、徳西の、京市、、徳西の、京市、、徳西の、京市、、徳西の、京市、、徳西の、京市、、徳西の、和鳥島広が都、和鳥島広		加算Ⅱの要件となって	労働省	6【内閣府】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
129	鳥都市県県県取府兵和広山徳原京庫歌島口島 42]	客運送による	自にけ送交調運基物が家る少に条を地送こ償貨手家よる少つ会場第一次で用過量の第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		(9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
130	鳥賀府府兵戸山県方日た世事取県、、庫市県、知本め代同県、大堺県、、中事創の応盟点、京阪市、和徳国会生将援、 、神歌島地、の来知	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児育れ論置でにいは長発あ生も割種在こ種論でによる報のでででて役職 る職を取りるようないのでは、のからには、大きのでは、のでは、のでででは、大きのでは、のでででででででででででででででででででででででででででででででででで		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (wiii)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令 63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者 を加える。
166	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 【重点40】	団施設地区に おいて企業保 事業(宿舎)と して認明確化の び認可権限の	国立公園の集団施設 地区内で、施設の一部を一般利用に供する園事 業保養所等を、公園事業(宿舎)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道こと。	環境省	6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1 (7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。
	賀県、京都 府、京都 市、大阪 府、上郡	で空き家を活 用した生活体 験に対する旅	移住希望者が当該市 では移住が当該ででは、 移住希望地域でに、 活を体験するが当該ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	厚生労働省	6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域 のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生 活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可 の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の 適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物 件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚 生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生 課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中 に周知する。

佐田		担安市塔		生を	では20万の地土からの根を笠に明土て社内土を
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
169	可町、滋賀県、京都府、堺市、	介護保険における施設を転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を 有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。) と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性 について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型 共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居 する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用 による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介 護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所 地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方 公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介 護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基 づいて必要な措置を講ずる。
170	都府、京都 市、大阪 府、神戸 市、和歌山	施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した	社会福祉法第2条に規 定する事業外の施設 (介護老人保健施設と 看護小規模多機能型 事業所)を、定期借地 権を利用した未利用国 有地の減額貸付の対 象とすること。	財務省、厚生労働省	6【財務省】 (3)社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省) ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
180	賀県、大阪 府、堺市、 明石市、鳥	置市(中核市) において療育 手帳を交付す ることができる ことを明確化	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生する。 の関連を見直する。 の判定とのできるよう、療育 の判定とのできるよう、療育 の判定とのできるよう、療育 を見できるよう、療育 を見できるよう、療育 を見できるよう、療育 を見できるよう、療育 を見いてきるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう、 を見いできるよう。 をしいできるよう。 をしいできるよう。 をしいできるよう。 をしいできるよう。 をしいできるよう。 をいいできるよう。 をいいできるよう。 をいいできる。 をいいでをな。 をいいできる。 をいいでをなる。 をいいでをな。 をいいでをな。 をいいでをな。 をいいでをな。 をいいでをな。 をいいでをな。 をいいでをな。 をいなをな。 をいなをな。 をいなをな。 をいなをな。 をいなをな。 をいなな。 をいなな。 をいなななななななななななななななななななななななななななななななななななな		5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置 している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能 であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中 に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
181	賀府府県、大和徳、京阪歌島 13 13 13 14 14 15 15 16 16 17 17 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	農地村でである。 は、	農機等をするでは、 、知るには、 、知るには、 、知ばなが、 、のと 、知ばなが、 、の知。、 、のと 、のと はに他る道受さ地ない 、のと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと はにのと のにの のにの のにの のにの のにの のにの のにの	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理 事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
210	大都市市県市県県阪市、箕兵神和鳥徳点、、、、、、、、、、、京山市、水、、、、、、、、京山市、堺面庫戸歌取島には、12】の東京のは、12、東京のは、12、東京のは、12、東京のは、12、東京のは、12、東京の は、12、東京の東京のは、12、東京の東京の東京のは、12、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	期間延長にか	育児休業の取得及び 育児休業総付金の取得の 育児休業総長 一個では 一個では 一個では 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で	厚生労働省	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76)育児休業の育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。・保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
211	大庫市県県、大庫市県県、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等が、自園の児等を利用している児童を引用して保育を引きませた。 現状実曜日にはのいるには、 は、 は	労働省	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (香川県関連)

管番	理号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
25	91	香川県	自己負担上限	国は 自己は を は で を を を を を を を を を を を を を	厚生労働省	6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)指定難病の医療費助成(5条)に係る自己負担上限額を 管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載 漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方 公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が 図られるよう努める。

平成30年提案 对応状況 (愛媛県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
26	愛島県市市市市市央市市原町町町町町町町、媛県、、、、、市、、町、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	総合確保基金 (医療分)の交	都道た。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]
40	徳庫市県、 高県、和島県、 高県、 和島県、 高県、 和島愛 高いのである。 高いのである。 はいのである。 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 は	飼い主登録を 徹底するため の登録の 一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	厚生労働省、環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)

平成30年提案 对応状況 (愛媛県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	砥治浜市市市央市市原町町町町町町町市、、、市、、町、、、、、、、、、、、、、、、、、、	の実情を踏まれた弾力的運用	児童び(昭号士)において、「大学のすると、「大学のすると、「大学のすると、「大学のでは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ない		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ix)児童館(40条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)38条2項)の負数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。
67	砥治浜市市市央市市原町町町町町、「郵市市、、、市、、町、、、、、、、、、、、、、、大伊四、東久、伊松鬼愛点21人の大野北南、21人の日条 中予 高子 町	合事業の事業	介護予防・日常生活支援総合事業の事業の 指定について、指定について、指定についる市が希望した場合なりできるがのできるができるよのできるよの		6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (v)介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定 (115条の45の5)に係る事務については、地方自治法(昭22 法67)に基づく協議会(同法252条の2の2)、事務の委託(同 法252条の14)、事務の代替執行(同法252条の16の2)、一部 事務組合(同法286条)、広域連合(同法291条の2)等の仕組 みを活用し一括で行うことが可能であること及び活用事例に ついて、地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成30年提案 对応状況 (愛媛県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	スポット 水める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
223	高知県、愛媛県 【重点38】	隔教育におけ	高等学校の遠隔教育 において、不登校の遠隔教 ・で、不登校を ・で、不登長期間 ・でででは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・で	文部科学省	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生 徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる 場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を 行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委 員会等に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策 局長、文部科学省初等中等教育局長通知)]
298	城県、三重 県、愛媛 県、中国地	支援法に基づ く経営発達支 援計画に係る 経済産業大臣	商工会及び商工会議 所による経営発達支援 計画に係る経済産業大 臣の認定権限につい て、都道府県知事に移 譲する。	経済産業省	4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。
316	今治市【重点28】	険者証等の交付及び再交付申請における	介護保険法施行規則 に定める被保険者証・ 負担割合証情報の交付など情報定されない申請・ 相定されない個において個 (マイナンバー)の記値 を求める規定を見直す	労働省	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等(関係府省:厚生労働省)
317		偶者特別控除 対象者の個人	給与支払報告書(地 方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、 配偶者特別控除対象 者の個人番号(マイナ ンバー)を記載する様 式に修正すること。	総務省	

平成30年提案 对応状況 (高知県関連)

// TIT		相中主王		#11 ch	
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	島県市市市市中央市市原町町町町町町町町町県、、、、、市、、町、、、、、、、、、、、、、、、、、、	総合確保基金 (医療分)の 付要綱 労 出	都道府で、保保を見いた。 では、		6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]
		飼い主登録を 徹底するため の登録の 一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO (動物ID普及推進会) の他、任意団体等が窓口となっている飼い主 登録について一元化を 行う。	厚生労働省、環境省	6【厚生労働省】 (23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)
	高知県、愛媛県	隔教育におけるオンデマンド 型授業の実施	高等学校の遠隔教育において、不登校期間 通学が困難な生徒に 限り特例的に認めているオンデマンド型授小の を、中山間地域の小る学校における を、中山間地域の小る を、中山間地域の小る を、中山間地域の が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	文部科学省	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生 徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる 場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を 行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委 員会等に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策 局長、文部科学省初等中等教育局長通知)]

平成30年提案 对応状況 (福岡県関連)

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	関係 付	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
287	法人土地・建物基本の名を表現である。	国交省が5年ごとに地が5年ごとに地が5年ごとに地が5年ごとに地が5年ごとに地が3月間では、基本のでは、基本	国土交通省	6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務に ついては、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理 性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方 向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論 を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 対応状況 (佐賀県関連)

管理番号	凹体石	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
278	事会	援員の資格取	放事に放資験 参準3年に条年全る長」条に当年では、第2年に条年全る長」条に当年のす後要数 第3年に発生を表現のすりでである。 第3年に第3年に対する。 第3年に第3年に対する。 第3年に第3年に対する。 第3年に第3年に第3年に対する。 第4年に第3年に対する。 第4年に第3年に対する。 第4年に第3年に対する。 第4年に第3年に対する。 第4年に第3年に第3年に第3年に第3年に第3年に第3年に第3年に第3年に第3年に第3	厚生労働省	(3)児童福祉法(昭22法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)

平成30年提案 对応状況 (長崎県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
285	九州地方知 事会	業に関する特別措置法の特	債権管理回収業に関する特別措置法の特別措置法の特別措置法の特別措置法の特別措置法の特別では、の貸付債をはい、では、の貸付した公益権を当り、回るとにより、回へは、の管理及び中で可能とし、都の債権のです。とを可能とし、都の債権のです。とを図る。	法務省、農林水産省	
290	【重点30】	住民がことが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	① かいっと では いっと できない できない できない できない できない できない できない できない	内閣府、総務省	6【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)郵便局の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を2019年度中に公表する。

平成30年提案 对応状況 (熊本県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
212	熊本市【重点33】		自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の 返済方法について、見直しを提案するもの。	内閣府	6【内閣府】 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりと する。 ・災害援護資金の償還方法(施行令7条3項)については、政 令を改正し、条例により月賦償還を認めることを2019年度中 に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。
214	熊本市【重点34】	災害廃棄物を選出する際の規制	廃棄物処理法第15条 の2の5「産業廃者に 要業を 理施設の設置について、 の設置について、 の設置について、 のがでする。 のがでする。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、		6【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3 の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議 や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、 既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体 において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行 う。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円 滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握する ための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上 で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可 能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や 課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を 行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するな ど、必要な支援を適切に行う。 あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点 から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見 聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も 含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その 結果に基づいて必要な措置を講ずる。
215	熊本市	事務処理に必 要な書類の統 一化及び記載	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	内閣府	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (ii)救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (熊本県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
216	熊本市【重点32】	民間賃貸住宅	被災者は、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	内閣府	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (i)借上型仮設住宅の供与(4条1項1号)については、以下のとおりとする。 ・被災地域の実情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。・借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。
218	熊本市	「特別非常勤 講師の任用に 係る授与権者 への届出義 務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	文部科学省	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (i)特別非常勤講師の任用に係る届出(3条の2第2項)については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]
219	熊本市	旧事業におけ る補助金申請	被明る神経のでは、		6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (i)農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。

平成30年提案 对応状況 (熊本県関連)

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	制度の所管・	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針
番号	熊本市	(事項名) 容器包装リサ		関係府省庁 経済産業省、	(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 6【経済産業省】
220		A イクル制度 おける 選別 まの 省略		環境省	(5)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:環境省)
279	事会	属する国の領	領事館等に対する保護制度適用の確認に で、これまで保護部で、これまで保護が悪く、また、定期を をでは、また、定期を での国があり、確認事 をの国が形骸をしての廃 がが形骸事の を求めるもの。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (36)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地 方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正 な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に 関する実態把握を行い、2018年中に結論を得る。その結果に 基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (大分県関連)

			_	_	
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
24	由布市	投票所入場券 の交付時期の 繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。	総務省	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (i)投票所入場券の交付(施行令31条1項)については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。
29	佐伯市	サ方職利の及料係のとは、大学のでは、まればればればればればればればればればればればればればればればればればればれば	登記情報提供サービス を地方公共団体の職 員が職務上利用する場 合の登記手数料及び 協会手数料の支払い に係る義務付けの廃止 を求める。		6【法務省】 (1)不動産登記法(平16法123) 電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員 が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについて は、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供 依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを 可能とし、2020年度から運用を開始する。
33	九重町	保育者論のと関する見直し	幼鬼には、いきないというでは、いうないというでは、いうないでは、いうないというでは、いうないというでは、いうないというでは、いうないというでは、いうないというでは、いうないでは、いうないでは、いうないでは、いうないでは、いうないでは、いうないでは、ないのでは、いうないが、いうないが、いうないでは、いうないでは、いうないが、いうないが、いうないが、いうないでは、いうないが、いうないが、いうないが、いうないが、いうないが、いうないが、いうないが、いうないが、いうないが、いうないが、いっないは、いうないが、いうないが、いっないが、いうないが、いっないないが、いっないが、いっないないが、いっないが、いっないないが、いっないないが、いっないが、いっないないが、いっないないが、いっないないないないないないが、いっないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	科学省、厚生	6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (大分県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
276	九州地方知事会	幼保連携型の 保証 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		科学省、厚生 労働省	6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
284	九州地方知事会	農用地利用配子記可における。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	農地開門では、 農地利用地のは、 大の設を開発して、 大の設を関係して、 、の設を関係して、 、のののでは、 、のののでは、 、のののでは、 、のののでは、 、のののでは、 、のでは、 、。	農林水産省	6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年提案 对応状況 (宮崎県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
281	事会、日本 創生のため	する事務の運	保育士登録の取消し に際して、収監等により 所在が不明である場合 には、法務部局を通じ て本人に通知できるよ うにするなど運用を改 善されたい。		6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (x)保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。
303		間前に掲示された政治活動のための「の	公職選挙法201条の14 (選挙運動の期間前に 掲示されたポスターの 撤去)について、撤去 対象に「のぼり」を追加 するため、法文中の「ポ スター」を「文書図画」と する。		

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	久根市、霧	達支援セン ターにおける 従業員及び員	福祉型児童発達支援を受けるでは、主とない。というのでは、主児を正さいない事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、またのでは、事業のでは、またのでは、事業のでは、またのでは、事業のでは、またのでは、	厚生労働省	
286	事会	国立公園内の 施設整備にお ける国と地方 公共団体の明確 化	三位一体改革以前に 都道府県が整備した既 存施設の改修を含む国 直轄整備対象を明示 し,施設については,国 が直轄事業として実施 していただきたい。	環境省	

平成30年提案 对応状況 (沖縄県関連)

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
47	うるま市【重点4】	成事業に係る 放課後児童支 援員の資格要	放課後児童支援員の 資格要件に、沖縄県 (各都道す旨の所属)の証明を満たすいる認可外保事している場合で2年以上がは 設で2年のが表別とは、 務経験を必対象とすると 格要件のるよう明確化 して頂きたい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)
228	沖縄市 【重点7】	所内保育事業 の受入れ児童	〇はもあな型用よ設認歳い保〇特(※が保様け※のに保歳どと付〇所のた内は不事則3家に、と所が模で所のでは、では、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、との		6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)事業所内保育事業(児童福祉法6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。(関係府省:厚生労働省)(河)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。・保育所型事業所内保育事業(同令43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)

平成30年提案 对応状況 (沖縄県関連)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
319	【重点20】	町村事務受託 法人に委託す る際の職員の	地方自治体が活法は明治を所有を表現のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個		6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。